第１９回
日本海・九州西広域漁業調整委員会

平成２４年３月１５日

水産庁

１．開催日時

平成２４年３月１５日（木）１３：００～

２．開催場所

航空会館７０２、７０３会議室

３．出席委員

【会長】

学識経験者　　橋本　明彦

【都道県海区互選委員】

北海道海区　　市山　亮悦

山形海区　　齋藤　辰男

石川海区　　志幸　松栄

福井海区　　齊藤　洋一

兵庫海区　　吉岡　修一

鳥取海区　　生越　日出夫

山口海区　　上野　知昭

福岡海区　　中園　明信

佐賀海区　　谷　　雄策

熊本海区　　福田　靖

鹿児島海区　　野村　義也

沖縄海区　　桃原　仁一

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表　　森脇　寛

漁業者代表　　野村　俊郎

漁業者代表　　田中　猛

漁業者代表　　伊藤　保夫

漁業者代表　　中川　善文

漁業者代表　　川越　一男

漁業者代表　　濱村　尚登

学識経験者　　清野　聡子

参考人　　白浜　輝美

４．議題

（１）資源回復計画の評価・総括について

①日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画

②スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画

③マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画

④日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画書

⑤九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画

⑥南西諸島海域マチ類資源回復計画

⑦有明海ガザミ資源回復計画

⑧日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画

⑨日本海西部・九州西海域底びき網漁業（２そうびき）包括的資源回復計画

⑩日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画

（２）広域漁業調整委員会支持について

①九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係る指示

②有明海のガザミの資源管理に係る指示

③太平洋クロマグロの資源管理に係る指示の実施状況

（３）事務規程の改正について

（４）資源管理に関する連絡・報告事項について

①平成２４年度資源管理関係予算

②海域栽培漁業推進協議会による種苗放流等の取組状況

（５）その他

５．議事内容

開　　会

○事務局（鏑木）

定刻となりましたので、只今から第19回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、水産庁で事務局を担当しております鏑木と申します。宜しくお願いいたします。

出席状況でございますが、本日は、海区互選委員のうち、青森県の角田順一委員、秋田県の小坂榮一委員、新潟県の小田政市委員、富山県の上野八太郎委員、京都府の佐々木新一郎委員、島根県の岸宏委員、長崎県の大久保照享委員、それから大臣選任の潮田道夫委員の８名の委員が事情やむを得ずご欠席されておりますが、委員定数29名のうち、定足数の過半数を超える20名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、橋本会長、議事進行を宜しくお願いいたします。

○橋本会長

本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、水産庁から丹羽管理課長、長谷漁業調整課長、熊谷管理課資源管理推進室長、それから水産総合研究センターから瀬戸内海区水産研究所の片町研究員、西海区水産研究所から西村資源海洋部長、それから青沼亜熱帯資源管理グループ長ほか、多数の方が出席されております。

それでは議題に入ります前に、水産庁を代表されまして丹羽管理課長からご挨拶をいただきたいと思います。

○丹羽管理課長

只今ご紹介にあずかりました水産庁管理課長の丹羽でございます。

宜しくお願いいたします。

会議に先立ちまして、一言ご挨拶させていただきたいと思いますが、本日は委員の皆様方、また関係者の方々、年度末の非常にお忙しいところをお集まりいただきまして、誠に

ありがとうございます。

本日は、ご案内のとおり23年度の最後の漁業調整委員会ということでございまして、内容につきましては、議題に書いてございますように、資源回復計画の評価・総括について、それに関連する委員会指示等が中心になっています。ご承知のとおり、資源回復計画につきましては、平成13年に開始されまして、本年度23年度をもって事業としては終了するということでございまして、本日のこの会議の中で、その評価・総括についてご議論いただき、一つの区切りをつけさせていただきたいと考えている次第でございます。

ただ、後ほどまたご説明もあると存じますけれども、本資源回復計画の内容につきましては、新しく23年度から開始されました資源管理、漁業所得補償対策の中で引き続きフォローしていくということと、それから広域的なもので必要なものについては、そういう広域的な検討を行っていくということとしておりますので、委員の皆様方につきましては、今までもいろいろなご支援を賜ったわけでございますけれども、今後ともご支援、ご助言、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日、今言いましたような内容のご審議をいただくということで、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○橋本会長

丹羽課長、どうもありがとうございました。

次に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局（鏑木）

それでは、お手許にお配りしております資料の確認をさせていただきます。順番に、まず、議事次第がございます。それから委員会名簿、配席図、出席者名簿、その次にＡ３の「資源回復計画評価・総括一覧表」という綴りがございます。それから、資料２－１から10までということで、評価・総括が10種類ございます。多少、中に10－１、10－２、10－３といったような形の枝番があるものがございます。それから資料３、指示の概要の冊子、それから資料４と資料５ということで、各これは一枚紙でございます。それから、資料６、資料７、資料８で最後でございます。

配付している資料は以上でございますが、不足等がございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

また、説明の途中でも資料に落丁等ございましたら、その都度お手数ですが事務局までお申しつけいただければと思っております。

以上でございます。

○橋本会長

それでは、議事に入らせていただきますが、最初に後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。

これにつきましては、本委員会の事務規程第12条により、会長の私から指名をさせていただくことになっておりますので、僭越ながら指名をさせていただきます。

都道府県海区互選委員からは石川県の志幸松栄委員、農林水産大臣選任委員からは、森脇寛委員、このお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたします。

お二人の委員の方、どうぞ宜しくお願いいたします。

では、議題（１）の「資源回復計画の評価・総括について」に入りたいと思います。

本件につきましては前回、途中経過について報告がございましたが、今回、最終的なこの評価・総括の報告については、本会議で一括して取り扱うことといたしたいと思います。

報告とそれに伴う質疑応答でございますが、10本の計画の評価ということで、多うございますので、担当する部会ごとに行いたいと思います。質疑応答も、部会ごとに行いたいと思います。

それでは、日本海北部会分から順次報告をお願いいたしたいと思います。

○事務局（鏑木）

初めに、報告する資料につきまして改めて簡単にご説明いたしますが、今回の評価・総括につきましては、基本的に資料１の大判を使いまして説明させていただきます。

なお、資料２－１から10につきましては、その参考資料といたしまして、随時必要な際にはその旨ご説明をするということにいたしますので、まず資料１をご覧いただきたいと思います。

それでは、議事次第によりまして、日本海北部会から順番に担当する漁業調整事務所からご説明をいたします。それでは、お願いいたします。

○事務局（永井）

それでは、日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画の評価・総括について、説明させていただきます。

私は、新潟漁業調整事務所で資源管理計画官をしております永井と申します。宜しくお願いいたします。

Ａ３の資料１の①日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画をご覧になってください。

当計画は2003年に公表しており、ハタハタでは漁獲量を5,000トン、マガレイでは341トンまで回復させることとし、記載しました漁獲努力量削減等の措置を講じてきております。

次に、目標の達成状況ですが、ハタハタについては漁獲量が4,000トンから5,000トンの間で推移していることから、目標は概ね達成されています。また、マガレイにつきましては目標に対して約７割程度の水準にとどまっています。これは、海洋環境の変化など非人為的な要因によって再生産成功率、簡単に言いますと卵から成魚になる割合が低下したためと考えられています。

次の資源の維持・回復等における効果ですが、ハタハタについては産卵親魚や小型魚の保護を目的に従来から取り組まれてきた体長制限や漁獲量の制限のほか、減船や漁具改良の取り組みを行った結果、資源密度指数、沖底船の１網当たりの漁獲量が増加傾向となりました。

また、マガレイについては、保護区の設定や休漁などが確実に取り組まれ、漁獲努力量の指標である漁獲係数Ｆは、計画の削減目標である10％を大幅に上回る、約20％削減されたと試算されました。また、取り組みを行わなかった場合に比べて、2009年の資源量で約28％増やす効果があったと試算されています。

今後の方向性ですが、沖底では保護区域設定等の取り組みを、また、関係県では小型魚の再放流、網目制限等の取り組みについて資源管理指針に基づく資源管理計画を策定し、継続していくこととしております。

また、国・関係道県の行政機関、試験研究機関、独立行政法人水産総合研究センターから構成される日本海北部海域における広域資源管理検討会議を設置し、今後も継続して複数県にまたがる資源管理について協議を行っていく予定です。

以上が説明ですが、添付の評価・総括本体の資料につきましては、詳しいグラフ等記載されておりますので、後ほど参考までにお目通しいただければと思います。

以上がマガレイ・ハタハタ資源回復計画の評価・総括でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

続きまして、日本海北部会の分として、スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画について報告をお願いいたします。

○事務局（柳田）

北海道漁業調整事務所の柳田と申します。宜しくお願いいたします。

では、資料１の２段目、添付資料では番号２－２の、スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画の評価・総括について説明させていただきます。

本計画は魚種別スケトウダラの回復計画として、平成19年３月に策定、公表されました。

回復の目標は、漁業経営を維持・継続しつつ、実施可能な最大限の漁獲抑制措置をとることにより、資源の減少に歯どめをかけるとしており、講じる措置については、漁獲努力量の削減として、①北海道の沖合底びき網漁業と②北海道の沿岸漁業、③本州日本海の漁業があり、操業隻日数の削減や漁場移動等、小型魚の獲り控え等の措置を行うこととしています。

次は、目標の達成状況ですが、近年の中で比較的豊度が高かった2006年級群が資源に加入することで、一時的に資源量は増加し、資源評価では２年続けて横ばい傾向とされていることからも、資源の減少に歯どめをかけるという目標は概ね達成できたと判断しております。

しかしながら、長期的に見ていくと、資源水準は低位ということに変わりはありません。

次に、対象資源の維持・回復における効果ですが、2007年の回復計画開始以降、高豊度の2006年級群の獲り控え等により、資源水準の維持・増加等を図るため、沖合底びき網漁業においてはスケトウダラを目的とする操業隻日数の削減や未成魚の保護のための漁場移動、沿岸漁業では産卵親魚の保護等に取り組んできました。併せて沖底船の減船、ＴＡＣ等の公的措置との相乗効果により、ある程度、産卵親魚の保護効果があったものと考えております。

ですが、1990年代以降、種々の研究からも指摘されているように、近年の海洋環境がスケトウダラの再生産に適した環境となっておらず、総じてスケトウダラ日本海北部系群の再生産成功率は極端に低くなっていることから、今後、再生産に適した環境になった場合に備え産卵親魚を維持していく必要があり、本資源回復計画における取り組みを継続する必要があります。

最後に、今後の方向性ですが、さきにご説明したとおり、沿岸沖合漁業者が2006年級群の獲り控え措置を積極的に実施してきたことから、一時的に資源の減少に歯止めがかかったものの、持続的な資源の利用となる資源水準にまで至っていないことから、沖底と沿岸漁業者が一体となって資源管理措置を推進し、共通認識の醸成を図るための協議の場を水産庁北海道漁業調整事務所が主体となって設置していきます。

また、本計画の取り組みは、資源管理指針及び資源管理計画へ移行して、引き続き資源

管理措置を継続していくこととしています。

特に、小樽地区沖合底びき網漁業と、ひやま地区スケトウダラはえ縄漁業、後志管内島牧地区刺し網漁業においては、新たな資源管理・漁業所得補償対策制度を利用した「強度資源管理タイプ」により、漁獲努力量削減措置を継続していきます。

以上、スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画の評価・総括の概要説明を終わります。

○橋本会長

ありがとうございました。続きまして、マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画について、報告をお願いいたします。

○事務局（猪狩）

仙台漁業調整事務所の猪狩と申します。宜しくお願いいたします。　座ってご説明させていただきます。

資料のほうは１枚、Ａ３のペーパーをめくっていただきまして２ページ目、③のマダラ陸奥湾産卵群資源回復計画についてご説明いたします。

まず、当計画としましては、平成19年３月29日に公表されまして、マダラの陸奥湾産卵群を対象としております。

目標、資源回復のために講じる措置としましては、まず目標につきましては、漁獲量を平成14年から18年までの平均の漁獲量の水準に設定しまして、それを維持することを目標としております。措置としましては、操業統数の削減、放卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流、そのほか種苗放流を行うこととしております。

目標の達成状況としましては、平成23年の状況ですが、目標値42トンに対しまして、約4.6倍となる、漁獲量192トンとなっておりまして、目標は達成されております。

資源の水準・動向ですが、こちらはマダラ北海道の、北海道の南海域のほうに陸奥湾産卵群は含まれまして、その水準を見ますと、資源水準は高位、資源動向は増加となっております。

次に対象資源の維持・回復における効果ですが、マダラ陸奥湾産卵群を含むマダラ北海道の資源水準につきましては、順調な再生産等がありまして、高位にあります。また、陸奥湾の産卵群の産卵回遊の時期、あるいは卵・稚魚の成長時期の海水温が、回遊でありますとか生残に適した状態が続いているという状況があります。このような好適な海洋環境に加えて行われました取組、操業統数の削減あるいは産卵親魚、小型魚の再放流ですとか、そういうものの中で漁獲量の維持が図られております。

さらに、種苗放流も確実に実施されておりまして、資源の積極的な培養措置が図られております。

このような幾つかの複合的な要因がありまして、マダラ陸奥湾産卵群陸奥湾海域の漁獲量が増加してきていると考えております。

今後の方向性につきましては、主に青森県さんが主体となりまして、陸奥湾地区資源管理計画検討会あるいはそのほかの協議会を通じまして、資源状況や漁獲状況について定期的に情報交換、協議等を行うこととしております。

また、今後の資源管理措置としましては放卵・放精後の親魚、小型魚の再放流等につきましては青森県さんの資源管理指針及び資源管理計画に移行して、引き続き取り組まれることとなっております。

また、種苗放流につきましては、青森県の栽培漁業基本計画というものがございますが、それに基づきまして引き続き種苗放流は行われていくこととなっております。

マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画につきましては以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。日本海北部会関連の３計画について、資源回復計画の評価・総括とともに今後の方向性についての説明がございました。

今の説明に関しまして、まずご質問等ございませんでしょうか。

これまでの資源回復計画の委員さん皆様方の総括・評価への感想でも構いませんし、今後の広域の資源管理指針に基づく対応への期待のようなものでも構いませんが、マガレイ・ハタハタ、それからスケトウダラ、マダラの陸奥湾産卵群、それについて何かご意見等ございませんでしょうか。

今回、日本海北部会の関係の委員さんたちは欠席の方が多いですが、スケトウダラについて市山さん、どうですか。今後の期待でも構いませけれども。

○市山委員

せっかくのご指名で、これが最後だと思うんで。

○橋本会長

いえ、まだ今後も続きます。

○市山委員

本当に長い間、この日本海北部系群のスケトウダラを守るということで、官の方々も一生懸命取り組んでいただきまして、この場で厚くお礼申し上げますけれども、今の報告の

ように、努力の成果は、私はあったと思うんです。でも、現実は大変浜は厳しい。先日、北海道で行われた漁業者協議会、説明会といいますか、その時に、北部の底びきの方から、今までなかった抱卵スケトウが入ってきたというようなことを初めて聞きました。この何年間で、そういう耳新しい話はない。抱卵スケトウというのは子を持っていますから、将来性があるわけですね。ですから、新しくそういう話を聞いたときに、今後に大変期待を持っております。この回復計画では、今までは１つの拠点を決めて１つのデータを出してきましたけれども、是非このことも関係者の官の方々、研究機関の方々は頭の中に入れながら、ひやま沖ばかりに産卵場はないよと、北にもできたんではないかというような、ひとつ期待を浜に持たせるようなコメントができるような調査をこれからしていただきたいなと、このように思っていますので、あえてお願いいたします。

○橋本会長

ありがとうございました。

伊藤委員も、何かそういった情報をお持ちでしょうか。

○伊藤委員

市山さんの言われたとおりでございますので。

○橋本会長

ありがとうございました。ほかに、マガレイ・ハタハタとか、マダラについての何かご意見とかございますでしょうか。じゃ、齋藤委員。

○齋藤委員

山形の齋藤です。今、北海道のほうからお話がありましたように、マガレイにつきましても、目標の達成状況なり、あるいは対象資源の維持・回復に関する効果に明記されておられるとおり、やはり資源回復計画をやらなかったらどうなっておったろうと、こういうことを思うときに、やはり今の状況から判断をしますと、資源回復計画をやってよかったなと私は思っておりますし、漁業者の浜の皆さんも、やはり実際にマガレイを獲っている漁業者であれば、無尽蔵に無計画に獲ったのと、あるいはいろいろな厳しい資源回復計画に則って粛々と操業しておったのとは、やはり相当、内容的には違ってきたのではないかというような理解はおのずから漁業者の皆さんは持っておるようなので、これはやはり大きかったなと思います。

今後につきましても、いろいろ私は前回のときも申し上げたんですけれども、水産庁のほうではいろいろ考えておられるようですから、やはりこの資源回復計画というものはこ

れは継続的に、どんな形でも結構ですから、やっていけるような方向性を見出す必要があるのではないかと。これは今後の課題で、大変早まった話で申し訳ないけれども、そんなことで私はこの計画は大変よかったなと、このように私なりに総括しております。

以上であります。

○橋本会長

ありがとうございました。

それでは、清野委員。

○清野委員

ちょっと細かい話で申し訳ないんですが、マダラの件です。これは、ある程度資源が回復してきて、１桁は上がったということで、達成の方向に向かいつつあるということなんですが、今後、青森県のほうで、引き受けて続けていくというニュアンスに聞こえたんですが、せっかく広域ということでいろいろ検討もされていたと思いますので、今後、青森県のほうで責任を持って進められるとしても、広域的にはどのように北海道とか、その関連するところと調整というか情報共有を図られるのか、今後のことになりますけれども、広域性の担保について伺えればと思います。

○橋本会長

仙台漁調。

○事務局（猪狩）

仙台漁業調整事務所の猪狩と申します。資源管理指針・資源管理計画の新たな制度の中では、広域的な資源管理というのももちろん盛り込まれておりまして、その中で、今まで行政研究担当者会議という、県であるとか、研究機関であるとか、あるいは漁業調整事務所も含めた会議を設けていたんですが、その枠組みを活用して、更に拡大して、今までと同じような方々に集まっていただいて広域資源の話もしていくこととしておりまして、それは既に今年度始まっているところです。その中で青森県さんの状況についてご報告することもありますし、情報公開もさせていただこうと思っております。また、今、清野委員が言われましたように、広域的にどうしていくかという話も出てくることももちろん想定しておりまして、それは今後の集まった方々の中で話し合いを進めていこうと思っております。

○橋本会長

よろしいですか。

○清野委員

ちょっと１つ。津軽海峡は、非常に大事な場所だと思うんですけれども、東北と北海道にまたがる情報の交換について、もうちょっと今おっしゃったことを書いておかないと、担保されるのかなと若干心配ではありますので、もうちょっと明記して、引き続きそういった広域的な情報共有の協議の場を設けるというのを、その抜粋版のほうにも一文入れていただけるといいのかなと思います。恐らく、ほかにも回復計画には載っていない魚種も含めて、広域的に移動する魚があると思いますので、そういう、何らかの情報交換の場はあるんだと思いますけれども、今回みたいなＡ３にまとめられたようなところに書いておかないと、時間がたつうちにこれは県で引き取るからいいのかなみたいに誤解されかねないかなと思います。

すみません、ちょっと細かいことで。

○橋本会長

ありがとうございました。

この評価・総括のまとめられた資料というのは、若干まだ、そういった意見も含めて修正の余地はあるんでしょうか。

○事務局（猪狩）

事務局と相談いたします。

○橋本会長

今のご意見のようなものが多少なりとも、この評価・総括の中に反映されるようにお願いしたいと思います。

それでは、日本海北部会の３計画につきましては、ほかにご意見・ご質問等ございませんですか。よろしいですか。

それでは、日本海北部会の３計画が終わりまして、次に、日本海西部会で担当しておりました、日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画についての報告をお願いいたします。

境港の漁業調整事務所。

○事務局（黒田）

境港漁業調整事務所の資源管理計画官をやっております黒田と申します。宜しくお願いいたします。

それでは、日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画の評価・総括について、

ご説明させていただきます。

本計画については資源回復の対象魚種はあかがれいということで、目標、資源回復のために講じる措置ということで、目標としましては、1980年代、漁獲量は8,000トン程度あったんですが、90年以降は1,000トン台まで低下していることから、計画開始の基準年2002年、平成14年の資源水準を100とした場合、10年後にあたる、2011年、平成23年度に115、漁獲量で110とするという目標で計画を推進してきました。

回復措置に係る措置としては大きく２つ、漁獲努力量の削減措置ということで、保護区の拡大等を実施しております。２つ目として、漁場関係の保全措置ということで、海底耕転、清掃等を実施してきております。

目標達成状況としましては、漁獲量で見た場合、2002年計画開始年度は漁獲量は2,935トンあったのが、2010年には漁獲量5,320トンと、基準年に対して81％増となっています。このことから、本計画の目標は達成されたと考えているところです。一方、ずわいがにについては、計画中には具体的な目標設定はないんですが、資源評価上では現在は中位、減少傾向にあるという状況になっております。

今後の資源の水準動向については、資源評価等では、あかがれいについては高位、増加傾向、ずわいがにについては同じく中位で、減少傾向にあると出されております。

対象資源の維持・回復における効果ですが、あかがれいについては2004年以降、2001年級群といわれる卓越年級群が漁獲されて、非常に漁獲量の増加が顕著で出ているところがあって、なかなか本計画の取り組みが明確に見づらいんですが、実質的にこの計画の取り組みによって、この2001年級群の小型魚なり、今現在、親魚になっていますので、その親魚の保護に効果があったと考えているところでございます。

その一方、問題がありまして、2001年級群以降に、同じような豊度の高い年級群が今のところ資源調査等で確認されておらず、今後はこの2001年級群を獲り控え等をして、継続的に漁獲していく取り組みが必要になってくるということで、これまで本計画で取り組んできた漁獲努力量の削減努力を継続しながら、2001年級群に続く卓越年級群が発生するかどうかをよく注視しながら、管理をしていかなければいけないという状況になっております。

今後のあかがれい、ずわいがにの資源管理の方向性ですが、先月、２月28日にあかがれい、ずわいがにに係る広域資源管理検討協議会というのを立ち上げまして、今後はその中で、これまでの資源回復計画に関係している関係県、関係漁業団体、漁業調整事務所、あ

と研究機関として日本海区水産研究所の担当者の方にも入っていただく協議会を立ち上げて、今後はその協議会の中で情報共有等をしながら、今後、資源管理としてどういうことをやっていくかということを話し合っていく場を設けていく、対応していくというふうに考えております。実際的な今後の資源管理措置ということにつきましては、今年度から始まっております資源管理指針及び資源管理計画にこれまでの取り組みを継続して取り組んでいくこととしているところです。

説明は以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。日本海西部会の担当部分は、今説明のあった日本海西部あかがれい（ずわいがに）の資源回復計画の評価・総括に関して１本でございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

今後の話のご期待等でも構いませんけれども、吉岡委員どうでしょうか。特段、大丈夫ですか。部会長をやっていただいたんですが。

○吉岡委員

特にあかがれいが非常に回復をしておるわけでございますが、一方、ずわいがににおきましては、やはり日韓のそうした操業の秩序の問題があって、なかなかスムーズにはいかないわけでございますが、現時点におきましては、ずわいがに等も、大幅にこれからは制限を行っていく必要があろうと、このような認識が漁業者自体にあるのではなかろうかなと、このように思っております。

○橋本会長

ありがとうございました。

それでは、ほかにこのあかがれい、ずわいがにについてのご意見、ご質問等、ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の九州西部会で担当しております計画のほうに移りたいと思います。

こちらも３本ございますが、まず九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画について、報告をお願いいたしたいと思います。

九州漁調。

○事務局（佐藤）

九州漁業調整事務所の資源管理計画官をしております佐藤です。宜しくお願いいたします。

それでは、資料１の３枚目の九州西部会、その１の①の九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画についての評価・総括をご説明いたします。

本計画の目標は、計画期間中の最大推定資源量の1,264トンまで回復させることとし、漁業経営を考慮しながら資源回復のために漁獲努力量の削減措置、資源の積極的培養措置、漁場環境の保全措置を講じてまいりました。

目標の達成状況でございますが、平成23年の資源評価によりますと、資源量は2009年は1,099トン、2010年は973トンと推定されておりますが、九州・山口北西海域の資源量（推定）におきましては、直近３カ年では僅かながら増加傾向となっております。

次に、対象資源の維持・回復における効果につきましては、九州・山口北西海域において資源回復計画のもとで休漁、操業隻数制限、小型魚の保護、健全人工種苗の適地・適サイズの放流に取り組んだことにより、トラフグの系群の全体の資源水準は低下しておりますが、同海域のトラフグ資源水準は、僅かながら増加傾向となっております。

今後の資源管理実施体制でございますが、本年の２月３日に、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、広島県のトラフグはえ縄漁業者代表、関係県行政・研究機関、西海区水産研究所、瀬戸内海区水産研究所、九州漁業調整事務所で構成するトラフグ広域資源管理検討会議を設立いたしまして、本会議にて資源回復計画と同様に、トラフグ広域資源管理方針として資源管理措置を取りまとめて、平成24年度以降、連携・協力して、広域資源管理に取り組むこととなりました。事務局は九州漁業調整事務所となっております。

この広域資源管理検討会議にて取りまとめられた広域資源管理方針につきましては、資料２－５－２に、概要と本文を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

この広域資源管理方針の目標は、資源回復計画と同様に、計画期間中の最大推定資源量の1,264トンまで回復させることとしております。漁獲努力量の削減措置につきましては、資源回復計画の措置である休漁期間の設定、全長25センチ以下、一部海域は20センチ以下の小型魚の再放流、操業の承認及び届出として、５トン以上のはえ縄漁船は広域漁業調整委員会の承認、５トン未満のはえ縄漁船については広域漁業調整委員会への届け出、資源の積極培養措置といたしまして、トラフグの適地への適サイズの健全種苗の放流、漁場環境の保全措置に引き続き取り組むこととしております。

こちらの広域資源管理方針の実施期間につきましては、平成24年４月１日から平成26年３月31日までとして、必要に応じて見直しを行うこととしております。

また、漁獲努力量の削減措置の実効性を担保するために、引き続き広域漁業調整委員会指示の発出をお願いすることとなっております。

トラフグにつきましては、以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

それでは、九州西部会担当の２本目の、南西諸島海域マチ類資源回復計画について、報告をお願いいたします。

○事務局（佐藤）

続きまして、南西諸島海域マチ類資源回復計画の評価・総括についてご説明いたします。

本計画では、計画海域の資源量の減少を抑え、維持することを目標。沖縄海域の計画開始年の2004年の資源量推定3,315トンといたしまして、漁業経営を考慮しながら、資源回復のために講じる措置を実施してまいりました。

目標の達成状況でございますが、平成23年の資源評価によりますと、2010年の資源量推定値は3,900トンとなりまして、目標値を18％上回っていることから、目標は達成されたと考えております。

次に、対象資源の維持・回復における効果につきましては、資源回復計画のもとで保護区（周年、期間休漁）の設定、小型魚の保護の取り組みにより、産卵親魚の確保が図られましたので、資源動向は、ハマダイは増加傾向となりまして、アオダイ、ヒメダイ及びオオヒメにつきましては横ばい傾向となっておりますので、資源の維持に効果があったものと考えられております。

今後の資源管理実施体制でございますが、こちらも本年１月31日に、沖縄県、鹿児島県、熊本県のマチ類漁業者代表、関係県行政・研究機関、西海区水産研究所、九州漁業調整事務所及び沖縄総合事務局で構成するマチ類広域資源管理検討会議を設立いたしました。

こちらにつきましても、資源管理計画と同様に、マチ類広域資源管理方針として資源管理措置を取りまとめ、連携・協力して広域資源管理措置に取り組むこととなっております。こちらにつきましても、事務局は九州漁業調整事務所となっております。

広域資源管理検討会議にて取りまとめられた広域資源管理方針につきましては、資料２－６－２に、こちらも概要と本文を添付してございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

この広域資源管理方針の目標につきましては、資源量の維持・回復を図ることといたし

まして、漁獲努力量の削減措置につきましては、周年または期間保護区、鹿児島県17区、沖縄県５区の設定、小型魚の保護、その他といたしまして鹿児島海域（熊毛海域と奄美海域）の保護区内では、漁獲可能な時期でもハマダイを主な漁獲対象としない取り組みを引き続き実施することとしております。

実施期間につきましては、平成24年４月１日から平成26年３月31日までとしまして、必要に応じて見直しを行うこととしております。

マチ類の説明は以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございます。

続いて３つ目ですが、有明海ガザミ資源回復計画についての報告をお願いします。

○事務局（佐藤）

引き続き、有明海ガザミ資源回復計画の評価・総括についてご説明いたします。

本計画の目標は、資源の減少傾向を食いとめ、計画期間終了後も漁獲量から見た現状の資源水準の維持とし、漁業経営を考慮しながら資源回復のために講じる措置を実施いたしました。

目標の達成状況でございますが、平成22年の資源動向調査によりますと、資源動向は横ばい傾向であるため、資源の減少傾向を食いとめる目標は達成したと考えております。

次に、対象資源の維持・回復における効果につきましては、資源回復計画により、たも網その他のすくい網によるガザミの６月１日から15日間の採捕禁止、抱卵ガザミの再放流及び蓄養抱卵後の出荷によるガザミの産卵機会の確保、小型ガザミの再放流及び関係県の種苗放流の取り組みにより、資源水準の減少を食いとめることができました。

今後の資源管理体制でございますが、本年の２月１日に福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県のガザミ漁業者代表、関係県行政・研究機関、西海区水産研究所、九州漁業調整事務所で構成するガザミ広域資源管理検討会議を設立いたしまして、資源回復計画と同様にガザミ広域資源管理方針として資源管理措置を取りまとめております。

こちらにつきましても連携・協力して広域資源管理に取り組むこととしております。事務局は、九州漁業調整事務所となっております。

取りまとめられました広域資源管理方針につきましては、資料２－６－２に概要と、こちらも本文を添付してございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

こちらの広域資源管理方針の目標につきましては、現状の資源水準の維持・回復を図る

こととし、広域資源管理のために講じる措置については抱卵ガザミの再放流または一時放流による抱卵ガザミの保護、全甲幅長12センチ以下の小型ガザミの再放流、抱卵ガザミの保護のため、６月から８月の産卵期間のうち15日間、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕の禁止、資源の積極的培養措置、漁場環境の保全措置を引き続き取り組むこととしております。

こちらの広域資源管理方針の実施期間については、24年４月１日から27年３月31日までとしております。こちらも必要に応じて見直しを行うこととしております。

漁獲努力量の削減措置のうち、６月から８月の産卵期間に設定するたも網その他のすくい網の15日間のガザミの採捕禁止につきましては、実効性を担保するため、引き続き広域漁業調整委員会指示の発出をお願いすることとしております。

ガザミの説明は、以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

ただいまの九州西部会関係の３計画の説明について、ご質問等があれば、承りたいと思いますが、九州西部会の計画については、本日の午前中に部会を開催いたしましたので、そこで委員さんたちからもご意見等をいただいておりますが、本委員会でも何か、この３つの計画についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○清野委員

今後の体制でいろんな検討会をつくられていくということで、こういう議論を漁業者代表だけではなくて、特にガザミの場合は、一般の人とかも同時期にすくったりもしていますので、地域とか社会に伝えていくときに、どういう方法をとられるご予定になりますでしょうか。

○事務局（佐藤）

こちらにつきましては、現在実施している取組状況等を記載したパンフレット等を作成いたしまして、釣り具店とか、小型船をとめているところとか、関係者に周知するようにしております。それから、遊漁船業者もおりますので、関係組合にも各県等の協力をいただきながら、周知を図っていくところでございます。

○清野委員

そういうポスターも、ときどき目にするんですけれども、どちらかというと、漁業者のためとか水産の範囲の方のポスターという感じがするんです。私は、もっと踏み込んだ協

議の場を多くの人たちが持っているということを、もっとそういうニュアンスも含めたポスターの内容になっていくと、かなり多くの人が協力しないとできないことなんだなというのが伝わるかなと思いますので、ポスターにつきましても、ご意見なんですけれども、そういった多くの人が協力して取り組んでいますというようなことも含めて記載していただけたらと思います。

○橋本会長

貴重なご意見だと思いますので、また新たなポスターをつくられるようなことが多分あると思いますので、そういったときにそういう周知が図られるような表現なりを工夫していただけたらというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにこの九州西部会関係の３つの計画について、ご意見、また、今後のあり方等についてでも結構ですが、よろしいでしょうか。

桃原委員、どうぞ。

○桃原委員

沖縄県でございますけれども、マチ類は、本県の沿岸漁業にとりましては大変重要な魚種となっているわけでございます。そういった中にありまして、これまでも説明ございましたように、資源が急激に減ったということで、沿岸の一本釣り漁業者は最近、盛んになっております浮魚礁のそういう漁業とか、それからソデイカ漁業とかというふうなものに移行したり、それから併用したりして、何とか経営を維持してきているという現状があったわけでございますが、そういった中で、平成17年に、広域の魚種として資源回復計画の中でマチ類を取り上げていただいて、それに対するいろんな措置を講じてきたわけでございますけれども、先ほど説明ありましたように、幾らかではありますが、資源回復の兆しが見えてきているということが大変喜ばしいところでございます。また、漁業者の間でも資源保護に対する意識が高まっておりますし、それから、隣県同士の漁業者間の話し合いも、行われるようになったということで、そういった面で、この管理計画が大いに効果があったんじゃないかということで評価したいと思いますし、次につなげていけると考えているところでございます。宜しくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○橋本会長

ありがとうございました。非常に力強いご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ほかにこの３つの計画について。

上野委員。

○上野委員

今、各部会のご説明を聞いたんですが、日本海北部会はすべて目標達成ということで、漁業者も肌で感じておるようですけれども、午前中の会議のときにも言いましたが、特にトラフグの関係ですが、これが１つ目標を達成していない非常にさびしい状況になっておるということで、特に山口県はトラフグに関係がありますので、何とかならんかなというような気がしております。昔、シナ海に出るはえ縄漁業者が、特に北へ北へということで揚子江の近くまで上がっていって、北のほうが多いんだと、揚子江のところで稚魚が生まれるんだと、それが下がってくると、このような話も聞いて、四十何年だったですか、北朝鮮からはえ縄船が銃撃を受けて、佐賀の船じゃなかったかな、受けた経緯もあります。

ところが今、中国というのは暴走気味で、上海に行っても空が曇っているぐらい、非常に環境が悪いわけですね。だから当然、揚子江の周辺も非常に環境が悪いと思います。トラフグだけではなくて、すべての市中に出てくる魚というのは中国周辺で多分、稚魚が生まれて出てくるんだろうと考えますが、やはり、ここら辺の中国の漁業に対する考え方、ここら辺を変えていかないと、シナ海で操業する船というのは大変なことになるだろうというふうに思いますが、国のほうでも、ぜひそこら辺を支援をお願いしたいと思います。

○事務局（佐藤）

トラフグの目標の達成のことについてですが、計画の目標につきましては、日本海、東シナ海、瀬戸内海系群となっておりますが、計画の対象海域につきましては、日本海と東シナ海系群を対象としておりますので、そちらにつきましては、資源量の推定のほうになりますが、近年、僅かながら増加傾向になったということになっております。

○熊谷資源管理推進室長

今、各部会ごとの報告をいろいろさせていただいたんですが、実はこの計画の目標をどう立てるかということもございまして、実は究極の目標というのは、やはり漁業経営が最後に安定するというのが究極の目標でございますが、やはりまだ全ての計画については、そういった意味からするとまだ道半ばでございますので、トラフグだけがというあれでございますが、そうではなくて、全体としてはやはり今後ともすべての計画について継続していくことが重要でございますし、そういった継続する中で、23年度から始まっております資源管理、所得補償対策というものをうまく使っていくということが重要になっていく

と思いますので、是非その辺についても、私どものほうとしても、できるだけ今後そういったことがうまく使えるように。なかなか使いづらい場合もあるわけですね。そういったものにつきまして、漁業調整事務所のほうも、今までの資源管理、資源という面ではなくて、経営という面からも含めて資源管理がやりやすい環境に皆様をできるだけサポートできるように体制を整えていくことが必要だと思いますので、是非何なりとお申しつけいただければ幸いでございます。

○丹羽管理課長

今、中国のお話がちょっとございましたけれども、その点につきましては、日中間でもいろいろな漁業協議を行っていく場等がございます。そのような機会等で、場で。なかなか沿岸部分とか、そういうところの情報というのは難しいところがあるのではないかと思うんですが、関係部局のほうにも、そのような情報収集ができないかどうか、いろいろお願いしていきたいと思っております。

○橋本会長

ありがとうございました。それでは、この九州西部会の３つの計画については、これでよろしいでしょうか。ほかに何かご質問等、ございますでしょうか。

清野委員。

○清野委員

今、ちょっと東シナ海の話が出てきたので、すごい深刻な事態で、例えばマチの話でも、もちろん国内の漁業者はこれだけ努力されているわけですけれども、まだ深いところの魚の生態が余りわからない間に、結構、外国の沖底でごっそり獲られていてという話が出てきたりとか、そういうものが市場に上がったりしているわけですね。ですから、結構九州に水揚げされる外国船のものとかを見てご覧になると、相当やっぱり荒い漁業はしているということも判断され得るとも思いますので、これだけ国内の漁業者にいろいろご無理を強いている中、海外で獲ったもので国内に輸入しているものに関しても、是非魚市場で見ていただいて、かなり問題があるものに関しては、やっぱりそういう証拠をもとに隣の国にも協力を求めていくということが大事だと思います。

それで、実際その国際会議とかでいろいろな東シナ海の環境の発表とかも聞いていますと、ご存じのように揚子江上流に大きいダムをつくりましたので、早速そのインパクトというのは河口域にも出てきていて、もう漁場環境としても、かなり大規模に東シナ海は劣化していっているというのは中国の科学者のほうも把握していて、そういう情報というの

は多分、水産庁の研究所なども把握されていると思いますので、ちょっと長期的に、日本だけじゃなくて台湾とか韓国も含めて、１つの国の大きい川の開発に関して外国が口を挟むなと言われているんですけれども、やはり共有する問題をどのように解決していくかとか、それに支援をできるかというのも本気で考えないと難しいと思います。

ですから、目に見える浮遊ごみとか海底のごみは随分清掃で取っているとおっしゃるんですけれども、あれだけ目に見えるものが大量に来ているので、いろんな物質も当然来ているということは、調査の結果あります。だから、海洋環境の分野に関しても、是非こういう資源管理の中に水研の方ももっと入っていただいて、トータルに国際協議にすれば、長期的には多分、国際条約みたいのも必要になるぐらい危機的ですので、是非将来継ぐような人たちも、すごい東シナ海は不安な状況ですので、水産庁のほうでも、何なりとお申しつけくださいと言っていただいたので、是非総力を挙げて東シナ海や、そういうインパクトが非常に強くなっているところに関しては、国際協議を強めていただけたらと思います。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。これはたしか、日中間の水産総合研究センターでもそういった、研究者同士でそういう重要な課題について話し合うような機会が、たしか私がいたときにできていましたから、いまだに続いているんだと思いますけれども、そういった機会も、あるいは行政の入っている機会もとらえて、東シナ海の問題については日本だけがあれこれ言うのではなくて、関係者に同じような問題を認識させて、今後どうしていくかという場を持つようなことが重要じゃないかなと思います。

ありがとうございました。

ほかにこの九州西部会関係の計画については、よろしいでしょうか。

○西村（西海区水産研究所）

西海区水研でございます。今お話しいただきました、日中間の科学者関係の小委員会を担当させていたただいています。我々のほうでも国内の資源評価の結果、こういう厳しい状況があるという情報が出れば当然、中国側にもそういうところをお示ししながら、厳しい管理が必要な状況になっているというところについてはこれまでも説明させていただいているところで、これからも、今いただいたようなご指摘を考えながら、必要な協議に向かっていくことになるだろうというふうに思っています。

以上です。

○橋本会長

西村部長、ありがとうございました。

それでは、この九州西部会関係の計画３本についてはよろしいでしょうか。

それでは、最後に本委員会マターというか、本委員会で担当しております広域の資源回復計画でありました３計画について、報告をお願いしたいと思います。まず最初に、日本海の沖合ベニズワイガニ資源回復計画について、お願いいたします。

境港漁調からですね。

○事務局（黒田）

日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の評価・総括について、説明させていただきます。境港漁業調整事務所資源管理計画官の黒田です。宜しくお願いします。

本計画の対象魚種はベニズワイガニということで、計画の目標は、計画策定当時、非常にベニズワイガニ資源が低水準、減少傾向にあるということから、昨年度、漁獲努力量の削減措置として休漁等に取り組むことによって、漁獲対象である雄ガニの相対資源量を６％増加させることにより、2011年度までの７年間でベニズワイガニ資源の減少、年にＣＰＵＥ、１かご当たりの漁獲量が年に１キログラムぐらいで右肩下がりで減少傾向にあったものに歯どめをかけるという目標を設定して取り組みをしております。

その取り組み措置については、大きく２つ、捕獲努力量の削減措置ということで、当初、休漁を実施いたしましたが、当時は北朝鮮との関係で水揚げ量が減少するなどの理由があって、2007年度漁期からは追加休漁に相当する措置ということで、船別漁獲量の上限設定、ＩＱ制度というものを導入して境港は実施しております。その後、2010年漁期から香住に水揚げする大臣許可船についても、同様にＩＱ制度を導入して対応しているところであります。もう一つが漁場環境の保全措置ということで、海底清掃等を実施しております。本計画の目標の達成状況ですが、１かご当たりの漁獲量が、計画開始前の2002年には最低の６キロ台まで減少していたんですが、計画開始後は9.2まで回復し、2010年には9.4キロ、約２％増ということで、年に１キログラムずつＣＰＵＥが下がっていたものが、９キログラム台で横ばい状況になっているということで、本計画の目標は達成されたと考えているところであります。

資源の水準・動向ですが、大臣許可水域については、資源水準はいまだ低位にありますが、動向としては増加傾向、一方、兵庫県知事許可水域については、資源水準は高位、増

加傾向にあると報告されております。

本計画の対象資源の維持・回復における効果ということですが、実態的にベニズワイガニは水深500から2,700メートルの非常に深い深海域に生息していて、かつ、その寿命が10年以上と非常に長いことから、現在、生物学的知見が乏しいということから、資源量の正確な推定が困難になっているという一面があって、現時点での本計画の取り組みによる維持・回復効果を定量的に全体として効果を示すことは非常に困難ですが、ＣＰＵＥについて見ると、先ほどもご説明したように、計画開始後は回復し、かつ横ばいということで、本計画の目標である減少傾向に歯どめをかけるということは達成できていると考えているところであります。

ただ、生物学的知見が非常に乏しい資源なので、今後ともこれまでの資源管理の取組を継続しつつ、資源状況の調査等を行って、資源管理効果を把握していく必要があると考えているところであります。

今後の資源管理の実施体制等の方向性ですが、これまでも回復計画において、境港ベニズワイガニ産業三者協議会を開催して、その中で資源状況、漁獲状況等々の資源管理に係る取り組みの情報交換を行っておりますので、今後も、この三者協議会を開催しつつ、関係者の資源管理に対する意識の醸成というのを引き続き継続していくということと、昨年の１月に日本海沖合ベニズワイガニ資源管理協定、これは漁業者の自主協定ですが、この協定の適切な運用等によって、今後も資源管理措置の着実な実施を行っていくという体制にしております。

今後の資源管理については、本年度から開始しております資源管理指針及び資源管理計画に資源管理計画の取り組み等が移行しており、引き続き、その資源管理指針・計画制度のもと取り組んでいくということとしております。

説明は以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

次に、本委員会所管の計画の２つ目でございますが、日本海西部・九州西海域底びき網漁業包括的資源回復計画について、総括・評価の説明をお願いいたします。

九州漁調。

○事務局（島崎）

九州漁業調整事務所沖合課、島崎と申します。

それでは、Ａ４横書きの総括資料、一番最後の５ページをご覧ください。

日本海西部・九州西海域底びき網漁業包括的資源回復計画の総括・評価については、表を使い簡単にご説明申し上げます。

まず、目標でございますが、沖合底びき網及び以西底びき網漁業の主要魚種でありますカレイ類、タイ類等を対象として、対象海域での有用底魚資源の減少傾向に歯どめをかけ、１網当たりの漁獲量を引き上げることを目標として取り組んでまいりました。

措置でございますが、減船、改良漁具の使用、休漁、放流、漁船の小型化などを実施してまいりました。目標の達成状況では、計画開始前の資源状況は低位、減少傾向でありましたが、現在のところ、タチウオなど一部の魚種を除き増加傾向を示しております。また、目標にありました１網当たりの漁獲量は増加傾向で推移しておりまして、目標は概ね達成できたのではないかと考えております。

これまで沖合底びき網漁業では例えば減船、以西底びき網漁業では休漁など、漁業者の努力による取り組みを通じて、漁獲努力量を減少させてきました。このような取り組みを通じまして、計画開始前には低位、減少傾向にあった対象魚種の資源状況は、一部の魚種で改善の兆しが見えるなど、資源の減少に概ね歯どめをかけることができたのではないかと考えております。

今後とも引き続き、今までの取り組みを生かせるよう、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業は、全国底びき網漁業連合会のもとで、資源回復計画と同等の資源管理計画において資源状況に即した取り組みを実施して、資源の維持・回復に努めることとなっております。詳細につきましては、総括表の資料２－９にございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

日本海西部・九州西海域底びき網漁業資源回復計画については、以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。最後に、本委員会所管の３つ目ですが、日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画につきまして、お願いいたします。

○事務局（島崎）

同じく総括表の５ページ、一番下の段にございます日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画の評価・総括について、ご説明申し上げます。

目標でございますが、マアジ、マサバについては小型魚への漁獲圧を低減し、平成20年度の資源評価親魚量に比べ１万トン増加させること、マイワシを主目的に操業は行わない

ことを目標として取り組んでまいりました。

措置でございますが、マアジ、マサバについては速やかな漁場移動、一定日数の休漁、水揚げ日数の制限などを実施してまいりました。達成状況といたしましては、当初、平成25年、2013年まで継続する計画でしたが、現時点で見てみますと、マアジでは直近の数字であります2010年では親魚量で23万8,000トンと、2008年の26.5万トンに比べわずかながら減少し、目標である親魚量の１万トン増加には達しませんでした。しかし、資源水準で見てみますと、42万トンから46万トンへと推移しておりまして、資源水準は中位、横ばいで維持されているという効果がございました。マサバにつきましては、親魚量は増加しており、目標を達成している状況にあります。資源水準は中位で増加傾向とする効果がございました。マイワシにつきましては、資源は依然として極めて低いと評価されておりますが、動向としては増加傾向が見られてきております。

広域資源回復計画においては、今まで定期休漁や自主休漁、あるいは漁場移動等の取り組みを漁業者の努力によって行ってきたところでございます。今後とも、これらが効果的に連携、実施できるように、マアジ（マサバ、マイワシ）の広域資源管理検討会議を立ち上げ、情報交換等を通じながら、各団体の取り組みが連携できるように進めることになりました。

この評価・総括については、詳しくは資料２－10にございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

また、今後の実施体制のところにつきまして、前回、口頭でご説明した件でございますが、資料２－10－３、実施体制図としてＡ４の横書きの１枚ペーパーを添付させていただいております。こちらは、広域管理を今までと同等に行っていくために、従前の行政担当者会議の機能を広域資源管理検討会議に移し、漁獲努力量の削減措置に取り組んでいきたいというものでございました。

先日、第１回目の会議を行いましたが、検討会議では各団体の資源管理状況ですとか資源状況、あるいは方針の見直しなど、必要に応じて引き続き連携・協力して広域資源管理に取り組んでいきたいというものでございます。

事務局は、表の下の部分に赤い枠囲みがありますが、構成員として、大臣許可団体、知事許可団体、行政・研究、都道府県、研究機関名がございます。事務局としては遠洋まき網漁業協同組合が担いまして、構成員としては今までと同様に取り組みを行っている漁業団体とその関係県のほか、各研究機関が参画しております。

また、今後必要に応じて、構成員の追加など必要な場合は、同会議で検討していくことと決めております。

また、方針の内容につきましては、詳しくは添付資料の２－10－２を後ほどご覧いただければと思いますが、必要性としては、やはり広域回遊する資源管理というのは、今まで同様、今までの措置を踏襲した形で大臣許可団体ですとか、県知事許可である中・小まき型の漁業者が連携して取り組む必要があると考えております。

これからの措置も、新しい資源管理方針の中でも、従前の資源回復計画と同等の計画を皆で進めていこうと考えております。

以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

本委員会所管の３つの回復計画の評価・総括の説明でございました。それではベニズワイガニ、それから底びき網の包括計画、それから日本海西部・九州西海域のマアジ（マサバ、マイワシ）の資源管理計画、この３つの計画の説明について、ご質問等あれば、ご意見でもご感想でも結構ですが、何かございますでしょうか。

白浜参考人、お願いします。

○白浜参考人

日本海かにかご漁業協会の白浜です。どうぞ宜しくお願いいたします。

先ほど説明にありましたように、ベニズワイガニの回復計画も今年度で終了となりますが、新たな当該漁業の資源管理計画においても、現在の取り組み内容はそのまま盛り込んでおり、今後はこれまで継続してきた資源管理を後退させないように努力していきたいと思います。

また、ＩＱに関しましては、これまでの５年間は平成18年度の実績から１割削減した漁獲量を各船の上限として設定し、取り組んでまいりました。今年度以降、来漁期については、もう一年同じ個別割当の枠で操業することに決定しておりますが、平成25年度以降の漁獲枠については検討する必要があると考えております。今後は単に個別ごとの漁獲量のみでなく、当該漁業全体としての規模や需給バランスなどを総合的に勘案し、持続的な産業としての発展も視野に入れ、生産側のみでなく陸上産業も含めた調整が必要ではないかと考えておりますので、水産庁及び関係各所の皆様には、引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

○橋本会長

ありがとうございました。大変重要な意見をありがとうございました。

ほかに、包括計画でも、マアジ（マサバ・マイワシ）でも結構ですが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

野村委員、どうぞ。

○野村（俊）委員

日本海西部・九州西海域のマアジ（マサバ・マイワシ）についての感想を述べさせていただきます。先ほど来、九州漁業調整事務所の方からのご説明がございましたように大・中型、また中・小型、まき網、それぞれ資源回復のために規制を設けてまいりましたが、概ね順調に推移したのではないかと思っております。こうやって必要以上の漁獲圧力が低減され、資源回復には効果があったなと思うところでございます。

また、遠洋まき網で、去年の12月、ＴＡＣとの関連でマアジの専獲を２週間ぐらい中止いたしました。そのような自主的な規制も行ったところでございます。このように漁獲圧力も減らした結果、研究機関の資源量の見立てと、我々漁業者の資源量の認識にずれが生じているのではないかなと思います。

また、この海域は、中国船、韓国船、日本船と入り乱れて操業しております。特に中国船とか韓国船は、日本船よりもはるかに大きな光力で集魚し、操業しております。はたして、この外国船の漁獲量が研究機関の皆様方に把握されているのか、その辺は沖場の漁労長たちも大変疑問に思っているところでございます。そのような不明な漁獲量を、今後チェックされて資源管理計画ですか、そのようなものをつくっていただきたいと、そのように思っております。

○橋本会長

よろしいですか。

○熊谷資源管理推進室長

今の野村委員からのご指摘でございますが、本当に昨年末はＴＡＣの上限に達する可能性があるということで、非常に厳しい操業をされたと伺っております。また、現場での資源の漁業者の方々の見立てと、それから研究者の間の感覚のずれ、この辺はやはり、しっかりと研究機関のほうと皆さんのほうとの間ですり合わせといいますか、どういう形でこうなってきたかということの説明をしっかりするということが重要だと考えておりまして、漁場資源課を通じまして水産研究所のほうとも十分にそういった話し合いができる環境、

それから、今後について資源評価をどうしていくかということについても、いろいろ相談をさせていただきたいと思いますので、是非宜しくお願いいたします。

また、さっきおっしゃっているように、中国、韓国の漁獲はどうかということでございますが、資源評価のときでも韓国は比較的しっかりと韓国の国内でデータをとっておりますし、そういったものを反映しますし、韓国自身もＴＡＣ制度という中での一定の枠組みはしております。ただ、一方で中国との問題が一番、多分関心が強いと思います。これについては、先ほどこちらからございましたように、こういったものをどのようにとらえていくか、それからその中で特に東シナ海のほうで中国がいろんな大きな努力を、なりつつあるというふうな話も聞きますし、こういったものをどう評価していくかということを今後注視しながら、その資源評価なり管理の中でどうできるかということについて、私どもは考えさせていただきたいと思います。

十分な答え方とならないかもしれませんが、どうぞ宜しくお願いします。

○橋本会長

ありがとうございました。

ほかにこの３つの計画について、ご意見、ご感想。

清野委員、どうぞ。

○清野委員

ちょっと底びきのことで教えていただきたいので、伺います。概ね横ばいとか、そういう話なんですけれども、ここのリストにないアンコウと、それからアカムツに関しての状況は把握されていますでしょうか。

○事務局（島崎）

アンコウもアカムツも、ある程度、水研センターと、あと現場の調査のほうの情報を聞きながら、把握できるように努めております。ただ、ここに当初計画に載せていないということは、ここに出てきていないということが多分ご指摘の中に背景にあると思うんですけれども、漁獲実績報告書というのが指定漁業に求められておりまして、その中の魚種の選定という中に、実はアンコウというのが明記されていない部分がございます。それで、広範囲にわたって統計的にしっかりと漁獲状況を今までとれなかった部分もございますので、それを今、漁業者間と調整しながら対応していこうと検討を始めたところでございます。

○清野委員

是非お願いしたいと思うんですが、本当この海域は、アンコウとかアカムツに関しては激減しているというのは漁業者の方のお話で、多分それは水産庁さんのほうに入っていると思いますけれども、是非そういった把握と、それからリスト化というか、それをお願いできればと思います。

もう一つ、ずっと、まき網のほうのお話を伺って、そのほかの、回を追うごとに細かくどういうふうに努力しているというのが出てきて、今日もそういうご報告があったんですね。一方で、申し訳ないんですけれども、底びきの資料に関しては、その細かいどういう努力を現場でされているのかというのが余り載っていない感じなので、今ひとつご努力の様子が伝わりにくくなっていると思います。

もう一つは、まき網の場合は、この調整委員会の人は回を追うごとに多くの人が協議の場に参加してということで、本当にレベルアップしていくわけですけれども、底びきに関しては今後についても非常に、言い方は申しわけないんですけれども、内輪で協議するという感じで、もっと多くの人と協議しながらというニュアンスが伝わらないんですね。ですから、資料の雰囲気のこともあるかもしれないんで、もし補足説明などありましたら、やっぱり大型漁業に対しては今いろいろとご意見ある中だと思いますので、もしあったら、伺いたいと思います。

○事務局（島崎）

資料につきましては多少そういう部分も、今ご指摘いただいたということで今後検討させていただいて、対応を考えたいと思います。具体的にその取り組みが見えづらいということでございますが、前回も多少触れたところもございますけれども、例えばコットエンドのベーチング、網の魚の入る部分の頂上部の部分ですね。その辺の目合いを100ミリと大きくしていると。これは今、委員の方からご指摘があったように、アカムツなんかですと、ちょうど15センチサイズが小型、それ以上が大型というふうな分け方もできるとは思うんですけれども、その小さいアカムツが抜けやすくしているということでございます。

これは背景として、平成19年度に海洋水産資源開発事業ということで、どこの部分の網の目を大きくしたら、どのぐらいの小型魚が抜けて、どのぐらいの生残率が得られるかということを研究したものを取り組みの中に入れていると、盛り込んでおります。また、これのほかにも休漁措置としては、自主休漁ももちろんございますけれども、それ以外にも制限条件、いわゆる免許の関係で制限条件で禁漁期間も定められ、長い期間、禁漁期間を定められておりましたり、あとは海域、時期によって沿岸の漁業者の方々とお話をしなが

ら、この期間のこの場所はアカムツの産卵にとって大切だということで、自主的な休漁ということも取り組んでおります。こちらも毎年沿岸の方々と、どういった取り組みが最もアカムツにとっていいかということを検討しながら、ともに進めているという状況でございます。

○濱村委員

すみません、私は沖底なんですけれども、アンコウはここ数年、山口と島根県なんですけれども、２そうびきは、アンコウというのは大体今、山口県の下関がそういう銘柄を打ち出していまして、島根県も余り、とれ高は少ないわけなんですよ。アカムツも大体、山口が主で、島根県は余り、ほんの10とれば、１ぐらいしかとれないわけなんですよ。それで、現行としては、大体、今、目合のことも、昔は有穴の網を使っておったんですけれども、今は無穴にして、目合を大きくして操業はしておるわけなんですけれどもね。油の関係もありますけれども、そういう格好で、大体目合は段々大きくなっています。それと、通常、海底清掃、底びきですのでごみがすごく網の中へ入るんですよね。だから、通常、海底掃除のとき以外のときでも全船に通達して、ごみはなるべく持って帰るように全船で協力して頑張っているところなんですけれどもね。

○清野委員

どうもありがとうございました。

○熊谷資源管理推進室長

ちょっと１点だけ。これが多分、この底びきとマアジを比べて、底びき関係と大・中比べるときに、おっしゃる感想があると思いますが、これは実は下のほうを見ていただくとわかるように、大臣管理の漁業と、知事管理の漁業、それから知事も何県にもわたるということから、こういった仕組みがどうしてもならなければなかなか進めがたいと。

一方で、沖底と以西の関係は、１つの団体の中で関係が完結するということから、そういった組織が必ずしもね。ただ、実際この資源管理指針、資源管理計画におきましては指針、この大臣管理ですから、国のほうがしっかりと計画をつくります。その中でどういう計画をするかについては、国がしっかりと見ていくという形をとらせておりますので、そういった意味ではしっかりと対応していくということでございます。

それから、今、濱村さんのほうから出たことなんですが、今、要は島根の沖のほうでも新しい資源管理の取り組みはできないかということで調査研究等も進めておりますので、そういった意味で決して、まき網に劣ることなく掃除をやっておりますので、ご理解くだ

さい。

○橋本会長

市山さん、どうぞ。

○市山委員

南のこと、北海道と関係ないんですけれども、今の底びきの方も、網目を大きくしているという話を聞いたんだけれども、これは角目で使っているんですか、それとも菱目で使っているんですか。菱目で網の目を大きくしたというのは、エビかごとか、カニかごは適用するけれども、引き網とかというのに、菱目で使ったものを目合いを大きくしたからといって、余り漁師には理由にならないですよ。知らない人が聞くと、ああ、網の目を大きくしたの。ゴルフのネットは角目ですから、ネットが大きくなれば、ボールは抜けていくからね。でも、菱目というのは、石を入れるとむしろのようになってしまうんだから、これは余り平気でしゃべらないほうがいいと思いますよ。

○事務局（島崎）

すみません、私は、ちょっと違う資料を見ておりました。菱目だった40から60ミリを、角目に変えたと。角目100に変えております。

○橋本会長

そういう誤解がないように。

○市山委員

私は、思い切ったことだと思いますよ。むしろ褒めたいと思いますよ。網の目を角目に使うということは、網の強度から言ったら３倍の太いものを使わないといけないから金がかかりますよ、正直言って。ですから、よく、それはえらいものだと思います。

○熊谷資源管理推進室長

実はその件ですが、水産総合研究センターのほう、当時所長されていまして、今、会長なんですが……

○橋本会長

室長も、その次の所長です。

○熊谷資源管理推進室長

会長のときに、山口のやまぐち丸のほうで実験をして、そういった角目にして効果が出るということを確認した上で現場に導入したという経緯がございまして、会長が始めたものなんです。

○橋本会長

当時から、清野委員が言われていたように、アカムツも非常に重要な魚種だという認識で、そういう小型魚を守るための２そうびきの、選別式コットエンドの試験をやって一定の成果を得たということもありますし、また先ほどのアンコウの話も山口においてはフグに続くブランド魚として大いに力を、もう七、八年前ですけれども、あのころから入れておりましたんで、確かにこれには表記されておりませんが、業界、全底、以西、以東の底びき網の組合についても、そういった重要性を認識した上で研究機関、また行政とも一緒になって、そういうことを取り組んでおりましたですね。確かに表現だけ、取りまとめられているのだけ見ると、ちょっと何かまき網に比べて扱いが薄いんじゃないかということはありますけれども、ちゃんとやっておられるということですね。そういった表現の工夫については、もし修正の可能性があるならば、ちょっと工夫していただけたらと思います。ありがとうございました。

ほかに、本委員会所管の３つの計画については、よろしいでしょうか。

野村委員、そろそろお帰りの時間が近づいているんで。

○野村（義）委員

確認しておきます。ここのマイワシのところで、「マイワシを目的としない操業」とありますけれども、私はそろそろイワシは来るんじゃないかと思うんですよ。来年の今ごろは、大漁だったときはどうしましょうというお話をちょっと伺っているんですけれども、その資源が急に増えた場合には対応はできるということですよね。

○橋本会長

事務局のほう、どうでしょう。少し増えている傾向が見られるというお話が出ていましたけれども。

○事務局（島崎）

この計画の良いところは、資源状況に応じて皆さんで検討できるというところです。科学者の意見もしっかり踏まえながら、構成員たる水研センターですとか、県の水産試験場のご意見もしっかり聞きながら検討するというところにあると考えております。

○野村（義）委員

わかりました。来年の今ごろは大漁というのを祈って、発言しました。

○橋本会長

ありがとうございました。

マイワシもそろそろ、日本海側も太平洋側もそろそろまた増える時代になればいいなと思っておりますけれども、ほかにご意見よろしいでしょうか。

もしよろしければ、本委員会におきまして、これら10個の資源回復計画の評価・総括ということで説明がございましたが、その評価・総括を若干資料の修正を行うかもしれませんが、その評価・総括については了承したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本委員会におきまして、これまでやってきました資源回復計画の評価・総括というものを承認するということにいたしたいと思います。

会議も大分長くなりましたが、ここで10分程度、休憩を入れたいと思いますので、開始は10分程度ですから、２時50分にまた引き続き議事を開催したいと思います。

それでは10分間、休憩をしたいと思います。

○橋本会長

それでは会議を再開いたします。議題（１）が終わりまして、議題（２）の「広域漁業調整委員会指示について」の議題に入ります。

まず①九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係る広域漁業調整委員会の指示について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明お願いいたします。

○事務局（藤尾）

九州漁業調整事務所で資源管理係長をしています藤尾と申します。よろしくお願いいたします。

議題１の評価・総括の中でもご説明いたしましたが、平成24年２月３日に設立いたしましたトラフグ広域資源管理検討会議で合意いたしましたトラフグ広域資源管理方針の資源管理措置に係る委員会指示につきまして、ご説明します。

資料３をご覧ください。４ページと10ページ、14ページは印刷の都合上、白紙になっていますが、ミスプリントではございませんので、最初にお知らせします。

トラフグの資源管理に関する委員会指示は、第29号及び30号の２本からなっております。指示第29号の内容は、承認制・届出制となっております。

（１）の承認制・届出制の実施といたしまして、①承認制対象船舶は総トン数５トン以上のトラフグはえ縄漁船としております。②漁獲努力量の増加を制限するために、県ごと

に承認隻数の上限を定めており、各県ごとの承認隻数の上限は表のとおりでございます。関係県合計で271隻となっております。③届出制対象船舶は総トン数５トン未満のトラフグはえ縄漁船としております。

（２）の承認番号の表示につきましては、承認を受けたトラフグはえ縄漁船においては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示することとしております。

（３）の漁獲成績報告書の提出の取りまとめ期間ですが、平成24年９月から平成25年３月までの操業記録を提出していただくことになっております。提出期限は平成25年４月30日となっております。関係漁業者の皆様にはご苦労をおかけしますが、漁期分をまとめて提出していただくこととしております。

（４）の指示の有効期間につきましては、平成24年４月１日から翌年の平成25年５月31日までとなっております。

指示の有効期間を５月31日までとしているのは、漁業者の皆様から県を通じて提出していただくことからでございます。

続きまして２つ目の指示、30号でございますが、操業期間等の規制に係るものでございます。

（１）といたしまして、操業期間の制限ですが、２ページ目と３ページ目に概念図がございますが、このように海域をＡからＥ海域の５つに分けまして、海域及び漁法ごとの休漁期間を設定することとしております。

１ページ目に戻りまして、（２）といたしまして、一部海域では20センチ以下ですが、全長25センチ以下の小型魚の再放流に取り組んでいただくこととしております。

（３）の指示の有効期間につきましては、平成24年４月１日から翌年、平成25年３月31日までとなっております。

指示の内容につきましては、以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。例年と同じ２つの委員会指示という説明でございましたが、ただいまの説明について何か質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係るこの委員会指示について、漁業法の第68条に基づきます広域漁業調整委員会の指示として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第29号及び第30号を発出するというふうに決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

また、併せまして、今後の事務手続き上、部分的な修正あるいは文言の訂正等、そういったものがあった場合には、私にご一任いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、事務局は委員会指示についての事務手続きを進めていただくようにお願いします。

それでは続きまして３つ目ですが、項目としては２つ目の、有明海のガザミの資源管理に係る指示について審議したいと思います。それでは説明のほう、事務局からお願いいたします

○事務局（藤尾）

先ほどご説明いたしましたトラフグと同様に、平成24年２月１日に設立いたしました有明海ガザミ広域資源管理検討会議で合意いたしました有明海ガザミ広域資源管理方針の資源管理措置に係る委員会指示につきまして、ご説明いたします。

資料４をご覧ください。平成24年度の有明海におけるガザミの採捕についてでございますが、平成22年度、平成23年度と同様の指示でございます。１の指示内容につきましては、有明海において平成24年６月１日から15日までの15日間、たも網その他すくい網によるガザミの採捕を禁止することとしております。２の指示の有効期間につきましては、平成24年４月１日から翌年、平成25年３月31日までとしております。

説明については以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

ただいまのガザミについての指示説明について、何かご質問等ございますでしょうか。これも従前と同様の指示だということでございます。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、有明海のガザミ資源管理に係る指示につきまして、漁業法の第68条に基づく広域漁業調整委員会の指示として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第31号を発出することと決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

また、併せまして、今後の事務手続き上の部分的な修正あるいは文言の修正につきましては、同様に私にご一任いただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、事務局はこの委員会指示につきましても事務手続きを同様に進めていただきたいと思います。

次に、この委員会指示に関連した報告事項があるとのことでございます。昨年、当委員会で新たに太平洋クロマグロの資源管理に係る指示というものを発出いたしました、この指示の有効期間が残っておりますので、今回、新たな指示を出すというわけではございませんが、この指示の実施状況について報告を受けたいと思います。それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（梶脇）

水産庁漁業調整課の梶脇でございます。説明は資料５でございます。

沿岸クロマグロ漁業の届出制の現時点の届け出状況でございますが、３月15日現在、届け出件数が5,487隻ということで更新されております。一番多い県は長崎、そして次に石川、山口という順になってございます。

それから、漁業の方法といたしましては、釣り、ひき縄が多くを占めております。ひき縄よりも釣りが多いというのがこの実態から今回わかったというようなこととなっております。

これらの実態がございますが、日本海・九州西に引き続きまして、左側の図にありますように瀬戸内海、そして太平洋のほうにも、ことし４月から同じようにこういった仕組みを導入することを現在検討しておりまして、瀬戸内海につきましては、２月末に開催されました瀬戸内海広域漁業調整委員会の中でご了承いただいたところでございますし、太平洋については、あすの委員会の中でご審議をいただくということを予定をしております。

以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等あれば承りたいと思いますが、何かございますでしょうか。

この沿岸クロマグロの届出制につきましては、たしか２月23日に開催の瀬戸内海の広域漁業調整委員会で同じような届出制が承認され、明日16日にやはりここで行われる予定の太平洋の広域漁業調整委員会では、新たな指示を審議の上、決定いただくと。これで日本周辺水域すべてについて、同じような届出制が引かれるということのようでございます。

ほかに何かご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは報告を終わりまして、議題の３番目、「事務規程の改正について」という議題に移りたいと思います。本年度で資源回復計画が終了することに伴いまして、当委員会の事務規程の改正が一部必要とのことでありますので、事務局から説明をお願いいたします。

鏑木さん。

○事務局（鏑木）

水産庁管理課の鏑木でございます。資料６をご覧ください。今回、最初から申し上げてございますように、平成23年度で資源回復計画が終了するわけでございますが、この日本海・九州西広域漁業調整委員会の事務規程の中で、資源回復計画という言葉を使用している条項が１つございました。それは、第14条の第８項ということで、そのページをめくっていただきますと事務規程全文が書いてございますが、その中の14条８項ということで部会の設置について規定した部分がございまして、１枚目に書いてございますように、「資源の回復計画の調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。」というような書きぶりがございます。ですので、これにつきましては、「資源管理の推進に関する調査審議について」というふうに改めまして、引き続きこうしました広域の資源管理に関する審議につきまして部会でやっていただこうということで、文章を修正をするということでご提案いたします。

以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

資源回復計画という文言になっていた部会の規程の一部改正の説明をいただきました。ただいまの説明について何かご質問等ありますでしょうか。

事務規程の文章を合わせるということですので、特段意見はないと思いますが、それでは、当委員会のこの事務規程、第14条８項、これにつきまして、事務局提案のとおり、改正してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

これにつきましても、併せまして、今後の事務手続き上、部分的な修正あるいは文言等の修正等につきましては、私にご一任願ってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局は事務規程の変更についての事務手続きを今後進めていただくようにお願いいたします。

それでは、次の議題４番に移りたいと思います。初めに、①の平成24年度資源管理関係予算について、事務局から説明をお願いいたします。資料７です。

○事務局（鏑木）

では、資料７をご覧ください。余り説明する事項はございません。

先ほど来からお話があります資源管理漁業所得補償対策の平成24年度の予算につきまして、その概要をつけてございます。内容は、昨年お示ししたものと項目等は変わってございません。金額が予算割に応じまして変更されているということで、中身に関しましては、特段の変更はございません。

以上でございます。

○橋本会長

資料７は資源管理漁業所得補償対策等ですが、23年度との継続の事業となっているようですが、何かご質問等ありますでしょうか。

清野委員。

○清野委員

この所得補償の関係で、どうしても漁村の中でも十分趣旨が理解されていないのかなと思うような、要するに失業対策なんじゃないかみたいな言われ方をしていることがあって、若干残念です。それで、ちょっと記述について伺いたいんですが、３番目の資源管理の計画などの推進で、協議会開催を民間団体が事業実施主体ということで書いてあるんですけれども、民間団体というと、基本的には漁業関係だと思うんですけれども、例えば地域ＮＰＯとか、もうちょっと漁業を取り囲む、地域での別のタイプの民間団体というのは今後あり得るのでしょうか。

質問の趣旨としては、できるだけ多くの漁業以外の団体で、でも漁業や漁村に関心のある方にこういった計画づくりにかかわっていただくということで、いろんな地域とか国民への周知が進むんじゃないかというふうに考えているためです。ですから、その民間団体の範囲についてのご質問です。

○丹羽管理課長

ちょっとご説明のところで省略したところがございまして、そこを含めましてご説明したいと思いますが、今の民間団体というのは５ページのところの資源管理指針等推進事業費のところの３番をおっしゃっているんだろうと思います。それで、この資源管理漁業所得補償対策の前のページの４ページのところが、資源管理体制推進事業という言葉でございまして、これが真ん中の３番と書いてありますように、事業実施主体、都道府県資源管理協議会ということなんですが、これが都道府県で行います資源管理、それを実施する体制をつくるということでございまして、そこは都道府県の中でそういう、先ほどありました地先の漁業とかの資源管理をやっていく計画をつくる、その前に都道府県で指針をつくるという形になっているものですから、そういったものの調査等を含めてやる事業がこの４ページの事業でございます。

それで、５ページの事業は、国でやります大臣管理漁業の関係の事業を中心とした事業ということでございまして、ここであります民間団体等というところは、全国的な大臣管理の漁業者団体という形で、大臣管理漁業につきましては、先ほど熊谷室長のほうからもありましたけれども、国でその指針をつくり、そして漁業者団体が自分たちの資源管理計画というものをつくって実施をしていくということになっているものですから、その民間団体等というのはそこのことを指すということでございまして、その大臣管理漁業、それから都道府県の管理漁業という形で別の事業なんですが、ちょっと名前がそこを明確に示していないというところでご理解いただきたいと思うんですけれども。

以上でございます。

○橋本会長

よろしいですか。

○清野委員

多分、本当にこれから消費者も含めて支えていくとか、あるいは漁業が衰退していくところは地域自体がもう廃村みたいになってしまったりしているところも出てきているんですけれども、そういうときも、地域全体で水産資源のことを考えようという機運はあるんですね。そういうときに、従来の水産業界とか、そういう関連の方だけじゃなくて、もうちょっと多くの方を巻き込みながらやっていかないと、今日もいろいろ議論されている中のものも、ちっとも伝わらないんだと思うんです。啓発でポスターとか広報って、もちろんあるんですけれども、基本的にこういうプロセスにかかわっていただいて、漁業者の状

況だとか資源のそういう計画段階から多くの人をいかに巻き込むかということが今後、多分、水産政策の中で重要になると思いますので、できたら、やっぱりこういう具体的なところに少しでも何らかの枠組みを拡張して、新たな公とか、地域づくりとか、いろんな枠組みはありますので、ぜひお願いしたいと思います。

今日、九州の話が出てきましたけれども、九州は本当に、今後どうなってしまうかわからない地域をたくさん抱えていて、それが10年後にあるかどうかわからない漁村もたくさんあります。既に衰退していく中で、地域全体として漁業のことを考えたいのに、意外と水産の話って入っていけないというのが地域づくりの方もおっしゃっているところなので、こういう枠組みとかを少し調整していただいて、長期的に多くの人が支えていけることを来年度ぐらい、再来年度ぐらいでもいいですけれども、考えていただけたらなと思いました。

そうじゃないと、所得補償の話はすごく微妙で、何かお金をもらっているということだけがひとり歩きしてしまうんですよ。そうじゃなくて、どういう理由でどういうふうになっているのかというのを地域にインタープリターをつくらないと、結構、漁業者の方も、何か誤解されると嫌だなと言っている人もいるぐらいなので、ちょっとそこの工夫のご意見ですけれども、お願いしたいと思います。

○丹羽管理課長

先ほどの予算で言いました、ここの部分については資源管理の内容を検討していくというような話でございますので、特に都道府県の漁業者資源管理協議会、そういうところのメンバーとか、その辺の話と、それから一般の方々に対する広報といいますか、そこの辺のところはまた別の話もあるかと思いますので、十分その漁業所得補償、資源管理の対策については私ども水産庁のほうも広く国民の方々に周知徹底を図るという基本方針ではございますので、そういった面の努力は続けていきたいというふうに思っていますが、今言いましたここの事業というところとは、県の中でそういうような一般の方を入れられているというのはないと思いますが、そういった広報的なものは努力していきたいと思っております。

○橋本会長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

今の清野委員のご意見は、漁村という地域づくりという観点からも、いろいろとやって

いるこの水産施策をどちらかというと一般の目でも見て、その地域づくりに反映できるような、そういった場みたいなものも、もしかしたら県ごとにはそういう場を設けている県もあるかもしれませんが、そういったものも国の政策として今後できるかどうかあれですけれども、そういった面も必要ではないかというご意見だと思います。

○清野委員

今日、私が協議会について幾つかこだわっている理由はそこにあるんですけれども、一般の本当の市民を入れるというのは難しいとは思うんですけれども、いろんな市とかそういうレベルとかで、まだまだある程度パブリックな立場を持った機関というのはあるんですね。そういうところを協議会に入れていかないと、漁業で何が起きているかがわからないんです。

もう一つは、実はその協議会の中にズワイガニの例だったと思いますけれども、加工屋さんだとか、そういうのも入っていただいて、もっと地域全体として水産業をどうするかと、始めているというのを前回の会議のときに伺いました。

その後、九州とか調べてみると、どうなっているかというと、ずっとこれだけみんな努力して削減しているのに、同じ町の加工屋さんは輸入した二束三文みたいな魚を使って、加工品をつくって商売をしているというのを見ていたりするわけですよ。そうすると、流通だとか加工屋さんも含めて、じゃ、自分の足元の漁村がもうつぶれそうなのに、漁業がつぶれそうなのに、じゃ、加工する魚は外から安いのをがんがん輸入して、さらに漁業規制の弱い国から冷凍で入ってくるとか、すさまじいものが入ってきて、地域の中で加工してもうけている人がいる横で、何で漁業者だけがこんなに我慢しなければいけないのというのは、現実に九州の幾つかの漁村ではあるんです。

だから、もうちょっとトータルに資源管理のことを考えていただくというのは必要だと思いますし、政策の中で動かせるとしたら、まずは協議会なんだと思うんです。その資源管理の部局を超えて行政全体でやるというのは、すぐには無理なんですけれども、こういう協議会みたいなところに心ある地域から少しずつ加工だとか流通とかに入ってもらって、何がそういう業界ができるかというのがわかれば、水産政策の中でもうちょっと全体が動かせるようになると思うんですね。

ですから、やっぱりせっかく今回幾つかの資源回復計画で大きな協議会だとか、その計画とか、その仕組みづくりが進んできたので、是非そういう門戸をつくっていただけたらと思う。私はやっぱり流通は入っていただかないと、本当にその同じ地域の中での戦いに

なってきてしまっているところもあるので、そういう意味で、少しでも流通・加工屋さんに自分の漁村を支えてもらいたいという中で、協議会のメンバーに入ってもらうということで何となく責任感が出てくるかなと思っています。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

境港のように、三者協議会のようなもので、流通加工も一体として検討しているようなところもありますので、そういった取り組みをほかのところにも広げていけたらなというふうに思います。そこからさらに一般の地域づくりの人とか、そういう人たちも少しずつ、どういうところにまず最初入っていくかは別としても、そういった面も必要なんじゃないかなというふうに思います。貴重なご意見をありがとうございます。

それでは、予算に関してはよろしいでしょうか。ほかに何かご意見ございますでしょうか。また、すぐに平成25年度予算の要求とかも年度明ければ始まると思いますので、そういったところに新しいそういった面も、思い出しながら入れていただけたらというふうに思います。

それではよろしいですか。それでは、議題の（４）の②番目に、海域栽培漁業推進協議会による種苗放流等の取組状況という項目がございます。それに移りたいと思いますが、事務局から説明をお願いします。

栽培養殖課。

○事務局（荒井）

水産庁栽培養殖課です。資料８をごらんください。海域の栽培漁業推進協議会による種苗放流等の取組状況についてご説明を、水産庁がかわりましてご報告したいと思います。

１枚めくっていただきまして、目次がございます。海域協議会のことと、２番目としましては共同種苗生産体制の取り組みについてと、それと広域種、これの資源造成支援事業についてのご説明をしたいと思っております。

１ページ目でございますけれども、この海域の栽培漁業推進協議会というものが23年度２月に全国で６海域で立ち上がったんですけれども、広域種の栽培漁業の推進、それと資源造成型栽培漁業の推進、共同種苗生産体制の、それと放流体制の推進、これを図るために設置をされました。

事業の内容につきましては、こちらの（１）から（４）の内容について、この協議会の

中で検討実施をするということとしております。

協議会の構成としましては、日本海北部につきましては、こちらの北海道から富山県、そして日本海中西部の協議会につきましては石川県から山口県、九州の協議会につきましては山口県から鹿児島県、これらの栽培の行政の担当と各都道府県の漁業関係団体、それとその所管の栽培漁業協会、そして事務局としまして、全国豊かな海づくり推進協会、これが構成メンバーとしてこの協議会をつくっております。

続きまして、２ページ目に移っていただきまして、こちらのほうで共同種苗生産、それと放流体制の構築の支援事業、これにつきましては近年、都道府県の財政というものが逼迫しておりまして、関係都道府県間の連携、それと分業と、こういったことによって、この海域で必要な放流用種苗、これを安く効率的に確保する、このためにこういった検討ということを行っております。

その中で、まずやれることということで種苗の交換、それと役割の分担ということを検討したところ、日本海北部につきましては費用の調整とか、そういったものが可能であれば種苗の交換、役割分担というものも積極的に実施していきたい。また、隣県での種苗の交換、それと親魚の養成、親の拠点とか卵の供給の拠点といったものについてのご意見をいただいております。

日本海中西部につきましては、こういった種苗の交換といったこととか役割分担についての理解を示している県が７県中５県ございました。

また、１県でありますけれども、県の財政当局のほうから関係府県間との調整をして、効率的な種苗の確保についての対応というのを逆に指摘をされたので、こういうものを進めていきたいというふうに言っている県もございました。

また九州につきましては、この種苗交換、役割分担についての推進ということを６県中４県のほうで意見をいただいておりまして、さらに連携の充実を図っていきたいという県もございました。

この体制を実際進めていくに当たりましては、課題としまして、やはり病気のことがございまして、防疫体制の充実、それと経費の負担の扱い、それと種苗生産がうまくいかなかったときの対応、また、各地域での放流しているものの遺伝的な、系群的なものもありますけれども、そういったものの保持といったものがどういうふうになるのかということが課題として、おおむねこの３つの協議会でも挙げられております。

また、九州のほうでご意見をいただいたのが、地元の漁業者等のご理解がいただけるの

かどうかということと、広域法人の改革をしている中での定款とかの問題もありまして、そういう県内での放流事業といったもので広域法人を認めていただいているといったものもありまして、そういった制約といったものもございまして、現在、海域協議会のアンケートの中でこういった連携をするに当たっての問題点というのが浮き彫りになってございました。

今後、このアンケート結果をさらに実際のこの共同生産体制に向けての課題、これを具体的に対応策を実現に向けて、この協議会の中で検討していきたいというふうに考えております。

続きまして３ページ目でございますけれども、実際に複数の都道府県間を移動する広域種の放流に係る支援の事業でございますけれども、日本海北部の海域につきましては、現在ヒラメを放流させていただいております。日本海中西部におきましてもヒラメ、九州海域におきましてはトラフグ、これの放流を実際に本年度、行っております。

続きまして４ページ目に移りまして、この広域種資源造成支援事業の概要について、ご説明をしたいと思います。日本海北部につきましては、こちらの事業内容にございますように、広域種の資源をふやすための放流方法とか時期、それと放流場所、こういったものを検討する会議を行いまして、計画を策定して放流を行っております。また、これについてもモニタリング、それと放流したものを管理するための漁業管理方法についての議論もこの会議の中で実施しているというところでございます。

放流の尾数につきましては、こちらの右の列に書いてございますように、ヒラメ、トラフグで実際に日本海北部・中西部、九州とで実施をされております。これの効果の把握につきましては、各海域での主要な市場におきまして漁獲物の買い上げ等を行いまして放流魚の把握を行うとともに、漁獲量の情報、それと、ほかの事業でも得られた、そういったデータも活用しながら、今後の資源造成型栽培漁業についての検討を行っていきたいというふうに考えております。

そして最後、（３）番目でございますけれども、こうした放流した種苗を関係県間の協力で放流されたものを漁業者の皆様に育成しながら漁獲されるということで、今後こういった小型魚の保護とか、そういったものを含めながら資源造成型の栽培漁業を進めていきたいというふうに協議会のほうで考えております。また、水産庁としてもこういった取り組みについて指導していきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○橋本会長

ありがとうございました。

ただいま資源造成型の栽培漁業と、この海域栽培漁業推進協議会等の説明がございましたが、何かこの説明についてご質問等ありますでしょうか。資源管理とこの栽培、種苗の放流、その効果の検証も含めて一体として動かせば、より資源には効果的な影響が、いい結果が出るということでございますが。

齊藤委員、どうぞ。

○齋藤委員

大変恐縮なんですけれども、わからないままにお聞きをするんですけれども、最近、今の広域の資源回復計画を目的とした我々の組織があるわけだけれども、これが10年経過して、結局、次にどういう状況になるのかということで、いろいろ関心は、これはどこの浜でもあると思うんですよ。それで、実はうちのほうでも資源回復計画と、それから広域の委員会の関係が今度どうなるのという話がいろいろあるわけで、いや、これがはっきり水産庁で、いろいろとその方法について今検討中で、いずれ必ずそれにかわるべく、いろいろな事業展開の組織が出てくるのではないかというふうに私は申し上げておりました。

そこで、今いろいろ説明を受けますと、今のこの海域の栽培漁業推進協議会、これはわかるけれども、それと冒頭申し上げたように、広域の今の委員会なり、あるいはその広域の中での北部とかそれから西部会とか、いろいろあるわけだけれども、この現在までの委員会がどうなるのか、そして、それに今のこの新しい事業展開が今いろいろと出てきたわけだが、これの受け皿としてはどういう状況の中で、どういう期間を経ながらこれを実証するのか。いま一つは、漁業調整委員会のこの任務なり立場というものがどうなるのか、そこら辺がもし、これと関連していろいろお考えになっておるだろうと思いますので、これをひとつ、わからないままで大変恐縮なんで、私だけだと思うんですけれども、ちょっとお聞かせを願えれば、これからの説明の参考になると思いますので、あえてお願いをするわけですが。

○熊谷資源管理推進室長

それでは、私のほうから。今後の広域漁業調整委員会、そして広域漁業調整に基づく部会の運営ということでございますが、まさに今、齋藤委員からおっしゃったように、今後どうしていくかということについてしっかりと皆様のご意見を伺いながら検討をさらに進めていきたいと思っています。

ただ、基本的にはこれまでの部会で行ってきた広域的な資源管理、資源回復計画によった取り組み、こういったものをやっぱりフォローアップをしっかりしていくということがまず私どもとしては、この広域漁業調整委員会、そして各部会で行っていくことが重要でないかと思います。ただ、それにとどまらず、やはり新しい資源管理指針、資源管理計画のもとでそれをどのように発展させていくかということについて、この広域漁業調整委員会、それから部会のほうでしっかり議論をしていくということには、私は変わりはないと思っています。

そういった中に、やはり資源管理という漁獲規制という問題だけではなくて、先ほど言った栽培漁業、こういったものを含めてどういうふうに提案、ご説明するなり、会議運営をしていけば皆様にとっても、また本当に現場にとっての有益なものになるかということにつきましては検討していきたいと思います。そういった観点で今後、海区漁業調整委員会の事務局の方々、各県の方々、そして各業者団体の方々、こういった方々とその辺についてはしっかりと議論して、まず漁業調整事務所段階で、各ブロックごとにどう考えるかということについて、今後ご議論していただきたいというふうに実は考えているところでございます。

基本的には、ことしの秋、10月、11月に、この本委員会とともに部会を開催して、その場でそういった今後の運営の仕方も含めて、できるだけ前向きに情報提供していきたいと思いますが、そういった中で、具体的にこういったところを、こういうことも議題として取り上げていただきたいというような話があれば、ぜひ各委員のほうからも事務局等を通じておっしゃっていただければ結構だと思いますし、この場でももし、今後のそういった中でこういったことを取り上げていただきたいという内容がございましたら、お願いしたいと思います。

先ほどちょっと実は資源管理指針、資源管理計画に基づく資源管理所得補償対策関係でございますが、これについてもなかなか現場のほうにうまく伝わっていない部分というのもあるものですから、そういった内容を実は近々にわかりやすい事例なり、そういったものをまとめながら、そういったものを通じて資源管理を進めていきたいと思いますので、この広域漁業調整委員会にも、やっぱりそういった報告をしっかりしていきたいというふうに思っております。

この広域漁業調整委員会の場というのが今後ますます、資源回復計画が終わった以降のほうが、むしろ幅広くいろいろとそういった観点でご議論する題材を提供できればという

ふうに思っておりますので、是非宜しくお願いしたいと思っています。

○齋藤委員

わかりました。

○橋本会長

よろしいですか。

○齋藤委員

そうすると、今まで現在やってきた広域の漁業調整委員会は、そのまま継続でやっていくよと。ただし、今新しくそれを再分割をしているのか、あるいは、それを詳細に事業展開をするためのその方法として、今の海域の栽培漁業の推進協議会というものを発足をしながら、これからいろいろこれに類似している事業展開をやって、よりその資源の保持なり、あるいは推進なりに貢献をしていくんだということの事業展開をやるよと、こういうことなわけだね。この事業の、これは委員会としては、そうすると、意見をいろいろ述べるということだけであって、本当の意味での事業展開の受け皿としては、これは県なんですか。どこに考えているんでしょう。

○橋本会長

栽培のお話ですか。

○齋藤委員

放流も含めてね。含めて、どういう状況の中でそれを受け皿として実証するのか、この実施機関。

○事務局（荒井）

事業実施機関ですけれども、この栽培漁業推進協議会、これが事業実施主体になりまして、放流につきましてはこちらの都道府県のほうで各海域の放流適地に種苗を放流しながら、広域種につきましては、やはりほかの県でも漁獲されますので、そういったものの市場調査、こういったものをしながら広域種の資源の造成について実施をしていくということを考えております。

○齋藤委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○橋本会長

それでは、ほかにただいま報告のあった種苗放流等の取り組みの説明、それ以外でも結構ですが、何かコメント等ございますでしょうか。

清野委員、どうぞ。

○清野委員

栽培漁業の関係で、きょうの広域化ということではいろいろ成果もあるんだと思うんですけれども、一方で、多分、県のアンケートなんかのご懸念もあったように、今までやっぱり栽培漁業を支えてきた現場をどうしても切り捨てているという現状があるかと思うんですね。その施設の閉鎖とか縮小とかですね。今後それに対して、ご意見と、その資源管理の連動といいますと、今までの栽培漁業を支えてきた現場というのは、どこにどういういい親魚がいるとか、どういうふうに沿岸回遊していると、物すごくきめ細やかなローカルな生態を地域で持っていたんだと思うんです。それが全部文書になっているわけではなくて、センターだとか、そういう担当者のネットワークで地域が持っていた細やかな漁業情報だったと思うんですね。ただ、それが栽培漁業の政策転換でどうしても縮小される中で、40年間蓄積してきた知識と人も同時に失われるということが、今始まっていると思います。

そこで、どういう枠組みで受け皿があるかというのを考えると、さっきの所得補償対策の中で、資源管理に取り組む漁業者に対する補助だとか、さまざまな民間団体に対する補助というのは幾つか枠組みがありますので、希望としてはやっぱり40年間支えてきた人たちの知恵と技術を、あと、その人のつながりを、その所得補償の中で動かす幾つかの政策の中できちんとすくいとっていただきたいというところです。これは、栽培漁業に対して何か今まで余りそういう人材育成だとか、地域の教育とか、知見の蓄積という意味では、まだまだ評価されていなくて、コストという面からどんどん切り捨てられているんですけれども、私はそこは栽培漁業というだけではちょっと人のところの受け皿がなかったので、今日ご説明のありました所得補償対策という中で、少しそのメニューなり、そういうのもつくっていただいたらいいのかなというふうに思っています。

○橋本会長

ありがとうございました。

室長、何かございますか。

○熊谷資源管理推進室長

実は所得補償対策の中では、今の答えからするとノーなんですね。やはり予算というのは、その目的がございますので。むしろ、今の清野委員からおっしゃった話というのは、栽培漁業の取り組みの中でどうメニューをふやしていくかということだというふうに理解

しております。先ほどの海域栽培漁業推進協議会、まさにこれは予算なんですね。１億幾らかな。１億1,000万ほど予算。この中で、今言ったような話、これは水研センターも絡んでおりますので、そういった中でうまく蓄積していくという方向でございますので、そういうふうにご理解いただければ幸いでございます。

○清野委員

事業上はそういう枠ってもちろんあると思うんですけれども、現場的には、できたら、そこで得られたものを現場で共有していただくような枠組みがあると、予算上はなっていても、現場で合わせるという感じで工夫をしていただけたらと思います。

いろいろご配慮ありがとうございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

それでは、時間も大分進んでおりますが、ほかにございませんでしょうか。

志幸委員、どうぞ。

○志幸委員

いろいろとこの会議に出させていただいて、ものすごく浜の声も伝わってきますし、それと同時に水産庁の、室長の熊谷さんのいろいろ経営というようなことで、私は一番感銘を受けました。それと併用して清野さんもいろいろと我々漁民のことに対しまして。だけど、私は思うんですけれども、せっかく漁民が資源管理をしてきて、そして、やっぱり魚をとりに行くんじゃなく、金をもうけに行くんだから、生活をするために、そういう問題も次に考えながら、やっぱり経営ということも、資源の動向とか、いろんなものを踏まえながら、また、それを管理したために次は経営がどうなってきたか、よくなってきたかということも踏まえながら水産庁のほうは考えていってほしいなと。

やみくもにそればかりじゃなくして、だって、漁民はやっぱり皆さん、南のほうの人らは結構やっぱり経営の問題を口ずさんで、だけど皆さん、水産庁に伝わっていないんじゃないかなと、私は思うんですよ。そういうような経営、この資源管理をしたために経営がどうなっていったかということも踏まえながら、水産庁のほうは考えていってほしい。それと同時に今、戸別補償、漁獲所得補償というものについても、やっぱりこの代表の方々、やはり浜へ帰られましたら、あれは農業の戸別補償とは違って、私たち漁民は最高のこれは補償だなと思って。

やっぱり啓蒙というものを私たちはする義務があるんじゃないかなと思うんです。

私も浜へ帰られた組合員の皆さんに、いろいろと強制的にやっぱり啓蒙していますし、推進もしております。嫌だという者も、引っ張りつけて加入させております。そういうことをせっかくやっぱり水産庁の方々が予算をつけながら、そのような事に対して我々のことを思っているんだから、やっぱりそれに答えるように私たちもしていかなければならないのではないかなと思って、要は、そういうような経営の方面もこれからやっぱり把握しながらやっていってほしいなと思います。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

志幸委員のご意見、一言で言うと、魚にだけ優しいのではなくて、人にも経営にもちゃんと優しい資源管理ということで浸透してということではないかと。

既に、議題５の「その他」のほうに入っているという認識でございますが、その他、委員の皆様方からこの際、何かご意見。

川越委員、どうぞ。

○川越委員

西部会の川越でございます。水産庁の管理課の課長、室長が出てこられているという中で、日本海西部会という中、そして西部会の中でも西方海域、特に鳥取、兵庫、島根ということになると、どうしても暫定水域に絡む話。当然ズワイガニの資源回復計画の中でもあるわけですが、先般、２月の末に日韓協議、西部会長である吉岡会長をリーダーとしてやって、その場でも非常に吉岡会長はテーブルをたたくぐらいの語気で、11年間やってきた、しかし一つも進捗が見られない。というのは、我々日本側が資源管理、資源保護を提案しても、彼らの認識というのは、まあゆっくりやりましょうやというスタンス、今回そういうようなスタンスです。ゆっくり時間をかけてと。ゆっくりかけて、冗談じゃないと。我々はテーブルをたたく語気で、11年間やってきたんだと。そういうふうな韓国側の態度、ここらをもう少し政府の中が取り上げてやるべきだと思いますし、その中にまじえて、このズワイガニ、特にこの３県の主漁場とする隠岐北方、暫定水域に隣接する海域、これが一番広大な漁場でございます。ここの資源が非常に危惧していて、それは何もすべてが韓国の違法操業によるものとは我々は言いません。確かに漁業者の漁獲は、そのことも確かにあるでしょうが、やはりいまだもって漁期の操業中の中に非常に落ち漁具の回収が多く見られる。当然、そういう中にはたくさんのズワイガニがかかっている。こういうことで、

なかなか改善が見られない。どこでも違反するものは何ぼ取り締まっても違反はするわけだけれども、やはりその政府間協議をもう少し強力にやってもらわないと、なかなか暫定という、日本側は認識しているわけだけれども、韓国側は中間水域だということで、既にここに温度差がある。

そういうようなことで、我々が要望するのはやっぱり今、３県の漁業者は隠岐北方、この広い漁場の資源回復をどうするか。当然フロンティア事業で保護礁の追加ということを急いでいただいていることも、これはありがたく感じておりますが、当然、漁業者も漁獲枠の削減は、これに踏まえてやらなければならないということは十分認識しております。そういう中での日韓での交渉、民間では非常に行き詰まっているというのが現状だと思います。ここらの点は吉岡会長に聞いていただければ、十分わかってのとおりだと思います。

それから、私思うのはもう１点、さっきほかの海区の皆さんから中国の脅威論の話が出ていました。私、私見でございますが、最近、中国のトロール船の話が少しずつ何か見え隠れするようになってきた。そういう中で、この日韓暫定水域というものがあって、ここにまた中国の中層トロール、イカ目的ですが、こういうものが出てきたらどうするんだということを、私の私見ですが、ちょっと危惧している面がございます。ここらで管理課の課長、また長谷課長もおられるわけですし、やはり急ぐべきことは急いで強力にやってもらわないと、民間だけでは解決できないような場になっておるということをひとつ、そこらの先の見解、お願いします。

○丹羽管理課長

ただいまお話のありました件のところで、管理課の所管の一つとしまして、取り締まりというところがあると思いますが、その点につきましては、先ほど24年度の予算の状況のペーパーがございましたけれども、取り締まり関係も24年度の予算としましては、取り締まり船の増隻等、多くなるということになっております。そういった面ではしっかりと外国船の取り締まりにつきまして努力をしていきたいというふうに思っております。

交渉関係につきましては、私どもの資源管理部長がヘッドで、ヘッドといいますか、日韓であれば日韓漁業共同委員会ということで次長ヘッドということになりますが、努力をしているということでございまして、吉岡会長等のご希望等も十分頭に入れながら、現在対応しているというふうに認識しておりますので、また部長のほうにもその旨は伝えさせていただきたいというふうに思います。

○川越委員

ありがとうございます。そういうことを強力にやっていただきたい。１つ情報としておもしろい情報というか、非常にＩＴが進んで、インターネットが進んで、インターネット電話。というのは、最近、韓国も日本もそうですし、インドネシアの実習生を利用されている。そういう中で、彼らはやっぱり国際間はインターネット電話を使って情報交換をやっている。その中の話で言うと、どういうことが言えるか。韓国の漁業者。日本船は波高４メーター、５メーターになったら出てこない、操業しない。しかし、それをねらって我々は出ていくんだと。日本の警察が来たら錨切って逃げるんだと、そういう話が研修生の中から漏れ伝わってくる。それぐらい、やっぱり覚悟でやっておるわけですから、取り締まりのことは日韓の中でも、韓国も取締船を張りつけてやるとかいうふうにやるけれども、その取締船の考えでもどこまでが、どうしても韓国は我々から見て漁業者寄りの取り締まりというか、やっぱり、そのような考えをしているように見えるし、取り締まりは徹底的にやってもらわないといけないけれども、そういうような実態、とにかくそういう先に懸念されることを踏まえて、やはり急ぐことは急いで、強力にプッシュしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

○橋本会長

ありがとうございました。

ほかに何かこの際、ご意見等ございませんでしょうか。

○清野委員

私ばかりで申し訳ないんですが、本当、その外国船との問題はすごくやっぱり厳しくて、さっき川越委員がおっしゃったことは九州・沖縄だと日常茶飯事で、相手が多過ぎて捕まえにいけないぐらい大変なことになっていたりするわけですね。それは、やっぱり私も九州・沖縄でそれだけ社会問題になっているのに、なかなか全国的な規模で共有していただけないという、その状況があるので、ぜひそれは本当に真剣に取り組んでいただきたいと思います。なぜかというと、そこまで皆さん、地元が経済的に逼迫してくると、やっぱりものすごく社会不安になるんです。ましてや国境だったりとか、いろんな密入国の問題とかがあるので、本当そこの人たちが経済的に安定して、きちんとここに住み続けるというふうにしないと、私はそういう地域から本当に日本国が崩壊すると思うぐらい切迫した状況です。

そのときに、漁業交渉というテーブルだけでやっていると、どうしても民間同士の交渉に国が立ち会うという立場を崩さないんだと思うんです。だから、もっと大きい意味での

戦術を水産庁と、それから環境省とか外務省とか、もっとトータルに練っていただかないと、この問題は漁業交渉だけだとうまくいかないと思います。

それで、今日ご報告がありましたクロマグロに関しては、日本国政府もやればできるじゃないかというぐらい、すごい早い速度で多くの方の協力をいただいて、本当にその１年間でここまできたと思います。だから、そういう成果をもっと国際的に見せていきながら、日本国はクロマグロの問題でこれだけ非難されたけれども、１年でこれだけ頑張ってやっているので、そういう姿を見てもらいながら、いろんな隣国にも呼びかけていくというような、何かその交渉術としても、もっと高い目線から見た施策が必要なんじゃないかと思います。

ことしの2012年は、韓国で多くの海洋環境の会議が開かれます。そこで必ず自然保護だとか海洋環境という文脈で、水産資源とか海洋生態系をどうするかという議論が出ます。だが、それは今までは主に水研センターの研究者のほうにお任せしてきたと思いますけれども、もっとそういう国際会議での環境とか生態系の中で、日本の漁業者が当事者としてこれだけ取り組んでいて、これだけ日本政府のレスポンスが早くなっているというのを言っていくということで、本当に、やっぱりあらゆる機会をとらえて、戦略を練りながら、国際的な世論を味方につけながら、隣の国も一緒に頑張ろうというふうに、ここやっぱり数年が勝負だと思います。ですから、さっき韓国が漁業者の教育をかなり力を入れ始めたというのは、国際世論をだれが味方につけるかという中で、やっぱりトータルに見て水産と環境と外交を分けないということでやっていただくということで、是非、いろいろと要望ばかりで申し訳ないんですけれども、今年はとにかく非常に外交的にも大事なタイミングなので、お願いしたいと思います。

○橋本会長

貴重なご意見をありがとうございました。広域漁業調整委員会の中の話としては、大変重たい話でありますけれども、水産庁もいろんな対外外交の中で、外務省も入って協議をやるような場も中にはあると思いますので、今、委員が言われたような認識を持って、部長がヘッドになっているような会議もあると思いますのでね。

○丹羽管理課長

外務省は、必ず入っています。

○橋本会長

入っていますよね。そういう認識を持って、会議に臨んでいただけたらというふうに思

います。

ほかに、よろしいですか。

それでは、ないようですので、事務局からの連絡をいただきたいと思いますが、次回の委員会の開催予定について、来年度も引き続き、若干審議の内容は変わると思いますが、引き続き次回の委員会に、広域の資源の管理について審議していくということですから、次回の委員会の開催予定について事務局から説明願います。

○事務局（鏑木）

それでは、ご連絡申し上げます。例年どおり、ことしの10月から11月ごろで次の委員会を開催したいと考えております。日時と場所につきましては、いろんな部会が関連ございますので、会長及び委員の皆様方のご都合をお聞きしながら、追ってご連絡したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございます。

次回の委員会は例年のとおり、本年の10月から11月ぐらいに予定されているということでございますので、委員の皆様方にはよろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれにて閉会といたしたいと思いますが、委員各位あるいはご臨席の皆様方におかれましては、議事進行への協力あるいは貴重なご意見をありがとうございました。

冒頭、丹羽管理課長からのごあいさつでも触れられましたとおり、今後の新対策においても広域的な資源管理における国や都道府県あるいは漁業者間の連携・協力というものは今後とも必要である。また、この広域漁業調整委員会の役割もますます重要になってくるんではないかというふうに認識しております。我が国の周辺水域の安心・安全な資源を将来にわたって利用していくということから、関係の皆様方のより一層の協力を今後もよろしくお願いしたいというふうに思います。

なお、冒頭にお願いした議事録署名人に指名をお願いいたしました、石川県の志幸松栄委員、農林水産大臣選任の森脇寛委員、このお二人には後日、事務局から本日の委員会の議事録を送らせていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、長時間大変ありがとうございました。これをもちまして、第19回日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉　　会